

市 庁 舎 等 管 理 業 務 委 託 仕 様 書

契約期間 平成29年7月1日から平成32年6月30日まで

茨木市 総務部 総務課

* * * * *

市庁舎等管理業務委託

1 総括管理業務委託仕様書	1
2 市庁舎電話交換業務委託仕様書	2
3 市庁舎本館及び南館受付案内等業務委託仕様書	3
4 市庁舎本館・南館及び合同庁舎警備業務委託仕様書	4~6
5 市庁舎本館・南館及び合同庁舎清掃業務委託仕様書	7~22
6 市庁舎本館・南館及び合同庁舎電気機械設備等保守業務委託仕様書	23~25
7 当直業務委託仕様書	26
8 市庁ねずみ昆虫等防除業務委託仕様書	27
9 特殊建築物等定期点検及び建築設備定期点検業務委託仕様書	28
10 上中条分室清掃業務委託仕様書	29~31
11 上中条分室電気機械設備等保守業務委託仕様書	32~33
12 電気機械主要設備一覧表	34~48

この仕様書は、茨木市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）との間において、業務委託契約を締結するにあたり委託業務の内容を示すものであって、その要領は仕様書に基づくものとし、仕様書に定めのない事項及び細目については、法令・その他慣習によるほか、甲・乙協議して定め、信義に従って誠実に履行するものとする。

1 総括管理業務委託仕様書

この仕様書は、茨木市庁舎等管理業務における総括管理業務の内容を示すものであり、その要領は次のとおりである。

1 業務種目

総括管理業務 1ポスト

各業務の総括管理業務を行い、円滑な業務遂行に努めること。
また、同様の業務経験年数2年以上を有する者を配置すること。

2 業務場所

茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市役所本館

3 業 務

(1) 勤務時間は次のとおりとする。
午前8時から午後6時半まで

	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18		
日勤(1ポスト)														

8時 18:30

- (2) 勤務時間外であっても、非常事態その他の事由により必要の生じた場合は、対処すること。
(3) 乙は、総括管理業務従事者の指導教育、健康管理について責任をもつてこれにあたり、不都合のある場合は交代等の処置をとること。
(4) 乙は、総括管理業務従事者に業務執行中は制服、名札の着用のうえ、常に清潔端正を旨としその品位を保つように努めること。
(5) 乙は、総括管理業務従事者が病気その他の事由による欠勤等のため、業務に支障をきたす恐れのある場合は、直ちに補充者をあて、万全の措置を講じること。

4 業務心得

総括管理業務従事者は、次の各項の業務心得を遵守すること。

- (1) 各業務の内容に精通し、各業務担当に的確な指示・指導を行うこと。
(2) 服務に当たっては、誠実かつ迅速に対応すること。
(3) 業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
(4) 業務中不当な申し出及び暴言などを発せられた場合でも、決してそれに反抗し、又は理屈がましい応答をしないこと。その甚だしいときは、甲に報告し指示を受けなければならない。
(5) 服務中、火災その他の事故を知ったとき、発見したときは速やかに甲に報告しなければならない。

5 業務内容

- 契約全てに係る業務の管理報告
(1) 人員配置の計画と確認・報告
(2) 作業計画の作成、調整
(3) 各業務の指導、監督、検査・報告
(4) 資機材等の管理
(5) 各関係機関との連絡・報告
(6) 総務課との連絡調整等
(7) 各種報告書の作成(各種日報、月報、年報、作業報告書等)
(8) その他甲が指示する事項

6 その他

総括管理事務所を市役所本館内に置くものとする。
この事務所は、他の用に供してはならない。

2 市庁舎電話交換業務委託仕様書

この仕様書は、茨木市庁舎（以下「市庁舎」という。）の電話交換業務委託の内容を示すものであり、その要領は次のとおりである。

1 業務種目

電話交換業務 4ポスト
電話交換業務に従事すること。

なお、上記ポストの中から指導監督を行うものを配置し、業務を完全に遂行すること。

2. 業務場所

茨木市駅前三丁目8番20号

茨木市役所南館電話交換室

3 業 務

(1) 交換業務時間は次のとおりとする。

閉庁日を除く午前8時15分から午後5時45分まで3ポスト

ただし、閉庁日の翌日は1ポスト追加し4ポストとすること。

- (2) 閉店日又は業務時間外であっても、非常事態その他の事由により必要の生じた場合は、甲と協議して業務に対処すること。
- (3) 乙は、電話交換業務従事者の指導教育、健康管理について責任をもってこれにあたり、不都合のある場合は交代等の処置をとること。
- (4) 乙は、電話交換業務従事者に業務執行中は制服、名札を着用させ、常に清潔端正を旨とする品位を保つように努めること。
- (5) 乙は、電話交換業務従事者が病気その他の事由による欠勤等のため、業務に支障をきたす恐れのある場合は、直ちに補充者をあてる等万全の措置を講じること。

4 業務心得

電話交換業務従事者は、次の各項の業務心得を遵守すること。

- (1) 服務に当たっては、簡潔・親切・丁寧に対応することを旨とし、かつ敏速・正確を期さなければならない。
 - (2) 業務に従事中は私語を慎み、相手方に不快の念を与えぬよう留意しなければならない。
 - (3) 不当な申し出及び雑談、暴言などを発せられた場合でも、決してそれに反抗し、又は理屈がましい応答をしないこと。その甚だしいときは、総括管理業務従事者に報告し指示を受けなければならない。
 - (4) 通信の秘密を守り、取扱中に聴取した事項は、これを他に漏らしてはならない。
 - (5) 業務開始前に交換機等を必ず点検し、確認の上業務に従事しなければならない。
 - (6) 電話交換機器等は丁寧に取り扱い、常に清潔にし湿潤させないよう特に注意すること。
また電話交換業務従事者以外の者に触れさせてはならない。
 - (7) 服務中、火災その他の事故を知ったとき及び機器類などの故障を発見したときは、速やかに甲及び総括管理業務従事者に報告しなければならない。
 - (8) 業務以外の通話は一切避けなければならない。
 - (9) 電話交換室に他人をみだりに入れ、又は職務に関係のない物品を持ち込む等、一切の私事を避けなければならない。

5 業務內容

- (1) 電話交換業務従事者は総括管理業務従事者の指示監督を受け、次の業務を行うこと。

 - ①市庁舎の電話交換
 - ②上記に関連する事務
 - ③その他総括管理業務従事者の指示する事項

(2) 電話交換業務従事者は、(1)の業務を行うに当たり、次の事項に留意すること。

 - ①所定の業務日誌に必要事項を記入し、業務終了後、甲の担当者に提出すること。
 - ②公用以外の通話申し込みがあった場合は、所定の通話簿に必要事項を記入すること。
 - ③業務交代の際は未済事項を確実に申し送ること。
 - ④府内、府外から同時に呼出があったときは、急を要する場合を除き、外線の応答を優先すること。
 - ⑤通話中の切断、発信番号違いなどの生じないよう注意すること。
 - ⑥外線から呼び出しのあったときは、呼び出し先に必ずその旨を告げること。
 - ⑦被呼出者が通話中又は故障などにより通話接続できないとき、若しくは交換取扱いが輻輳するため通常の時間内に接続の見込みのないときは、呼出者にその旨を告げること。
 - ⑧府外通話は、発信者の所属・氏名・内線番号を確認したうえで接続し、記録すること。
 - ⑨各部・課等の分掌事務に精通することに努め、市の行事・会合等案内に必要な事項を予め知っておくこと。
 - ⑩市庁舎、その他市の施設の事情に精通すること。
 - ⑪電話交換業務に関する手続き、用語その他必要な事項は、市の諸規定を準用して行うこと。

3 市庁舎本館及び南館 受付案内等業務委託仕様書

この仕様書は、茨木市庁舎（以下「市庁舎」という。）本館及び南館における来庁者の受付案内等業務（以下「一般受付案内」という。）と、議会関係の受付案内業務（以下「議会受付案内」という。）委託の内容を示すものであり、その要領は次のとおりである。

1 業務種目

(1) 一般受付案内業務

市庁舎本館 2ポスト 市庁舎南館 1ポスト
一般受付案内等の業務に従事すること。

なお、上記ポストの中から指導監督を行うものを配置し業務を完全に遂行すること。

(2) 議会受付案内業務

市庁舎本館 1ポスト
議会関係の受付案内業務に従事すること。

2 業務場所

茨木市駅前三丁目 8番13号
茨木市駅前三丁目 8番20号

茨木市役所本館
茨木市役所南館

3 業務

(1) 受付案内業務時間は次のとおりとする。

〔市庁舎本館〕 閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までは全ポストとも常時業務遂行中の状態での「一般受付案内」2ポスト、「議会受付案内」1ポストとする。ただし本会議・委員会・議員総会開催日は「議会受付案内」を2ポストとする。

	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
日勤(2ポスト) 「一般受付案内」	A												
B													

8時30分

17時15分

〔市庁舎南館〕 閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までは常時業務遂行中の状態での1ポストとする。

	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
日勤(1ポスト) 「一般受付案内」	D												

8時30分

17時15分

(2) 閉庁日又は時間外であっても、非常事態その他の事由により必要の生じた場合は、甲と協議して業務に対処すること。

(3) 乙は、受付案内業務従事者の指導教育、健康管理について責任をもつてこれにあたり、

不都合のある場合は交代等の処置をとること。

- (4) 乙は、受付案内業務従事者に業務執行中は制服、名札を着用させ、常に清潔端正を旨としその品位を保つように努めること。
- (5) 乙は、受付案内業務従事者が病気その他の事由による欠勤等のため、業務に支障をきたす恐れのある場合は、直ちに補充者をあてる等、万全の措置を講じること。

4 業務心得

受付案内業務従事者は、次の各項の業務心得を遵守すること。

- (1) 常に適切な案内ができるよう努め、応対にあたっては態度、言葉づかいに注意し、懇切・丁寧・明朗に答えなければならない。
- (2) 来庁者の年齢、服装、地位などにより応対時の態度を変えてはならない。
- (3) エレベーター利用者の安全に配慮すること。
- (4) 業務以外の私語、雑談は一切してはならない。
- (5) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (6) 業務以外の私用電話は一切してはならない。
- (7) 不当な申し出及び雑談、暴言などを発せられた場合でも決してそれに反抗し、又は理屈がましい応対をしてはならない。その甚だしいときは総括管理業務従事者に報告し、指示を受けなければならない。
- (8) 常に服装の乱れないよう十分注意しなければならない。
- (9) 市庁舎等内において遺失物を收拾し、又は他人から拾得物の届出により、引取人のない物品、あるいは証拠品がある場合、事由の如何を問わず、速やかに甲に報告するとともにこれを引き渡さなければならぬ。

5 業務内容

- (1) 受付案内業務従事者は総括管理業務従事者の指示監督を受け、次の業務を行うこと。
①市庁舎本館及び南館の受付案内等業務（一般受付案内）
②議会関係の受付案内業務（議会受付案内）
③その他総括管理業務従事者の指示する事項
- (2) 受付案内業務従事者は、(1)の業務を行うに当たり、次の事項に留意すること。
①所定の業務日誌に必要事項を記入し、甲の担当者に提出すること。
②市庁舎本館及び南館内部、その他市の施設の事情に精通すること。
③一般受付案内については、各部・課等の分掌事務に精通することに努め、市の行事・会合等案内に必要な事項をあらかじめ知っておくこと。
④高齢者・子供・その他身体障害者等に案内するとき、口頭での説明では不十分と判断した場合は、適宜状況を判断して臨機の措置を講じること。
⑤処理に困るような事項については、総括管理業務従事者の指示を受けること。
⑥業務交代及び業務終了時、引継事項のあるときは、確実に関係者に引継すること。

4 市庁舎本館・南館及び合同庁舎 警備業務委託仕様書

この仕様書は、茨木市庁舎（以下「市庁舎」という。）本館・南館及び茨木市合同庁舎（以下「合同庁舎」という。）の警備業務委託の内容を示すものであり、その要領は次のとおりである。

1 業務種目

警備業務 (守衛)	市庁舎本館 5ポスト
	市庁舎南館 4ポスト
	合同庁舎 3ポスト

なお、市庁舎本館5ポストの中から指導監督を行うものを選任し、業務を完全に遂行すること。また、本館夜勤ポストの者から夜勤業務責任者をその日ごとに選任し、総括管理業務者勤務時間外でも、庁舎管理に支障が出ないよう努めること。

日勤者は各館を交代で担当し、業務全体を熟知すること。

2 業務場所

茨木市駅前三丁目8番13号	茨木市役所本館（北・東玄関及び守衛室ほか）
茨木市駅前三丁目8番20号	茨木市役所南館（東・西玄関及び守衛室ほか）
茨木市東中条町2番13号	茨木市合同庁舎（南玄関及び守衛室ほか）

3 管理物件

市庁舎本館（西分室含む）、南館、合同庁舎の敷地及び附属建物並びに附属する諸設

4 業務

(1) 業務時間

〔市庁舎本館〕

日勤、夜勤とする。

ただし、日勤Bは閉庁日を除く月曜から金曜日を勤務日とする。

本館	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
日勤A(2ポスト)												
日勤B(1ポスト)												
夜勤(2ポスト)												

8時15分 17時15分 18時15分

〔市庁舎南館〕

日勤、夜勤とする。

ただし、日勤B及び日勤Cは閉庁日を除く月曜から金曜日を勤務日とする。

南館	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
日勤A(1ポスト)												
夜勤(1ポスト)												
日勤B(1ポスト)												
日勤C(1ポスト)												

8時00分 17時15分 18時30分

〔合同庁舎〕

日勤、夜勤とする。

ただし、日勤Bは水・木・金曜日、日勤Cは土曜日から火曜日を勤務日とする。

合同庁舎	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
日勤A(1ポスト)															
夜勤(1ポスト)															
日勤B(1ポスト)															
水・木・金															
日勤C(1ポスト)															
土から火曜日															

8時 8時30分 17時15分 20時15分

(2) 巡回時間

登庁時限から退庁時限までの間は、午前中1回・午後2回適時必要に応じ巡回すること。

退庁時限以降は、市庁舎本館・南館は2時間ごとに1回、合同庁舎は3時間ごとに1回巡回すること。また、各館の最終退庁者後にも巡回を行うこと。

合同庁舎の昼間業務時間内については、1時間ごとに巡回すること。

(3) 乙は、警備業務従事者の指導教育・健康管理について、責任をもってこれにあたり、不都合のある場合は交代等の処置をとること。

(4) 乙は、警備業務従事者が病気その他の事由により欠勤し、業務に支障をきたす恐れがある場合は、直ちに補充者をあてる等、万全の措置を講じること。

(5) 非常の場合、その他特に必要のあるときは業務に従事すること。

5 業務心得

警備業務従事者を以下「守衛」とする。

守衛は、次の各項の業務心得を遵守すること。

(1) 故意に業務上の危険及び責任を回避してはならない。

(2) 服務中、乙の制服・制帽・腕章・名札等を着用し、常に身の回りの清潔を保たなければならない。

(3) 態度の厳正を守り、言動を慎み、守衛の品位を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

(4) 業務中、雑談・娯楽等にふけり、業務を怠ってはならない。

(5) 職務中に飲酒又は酒気を帯びて業務してはならない。

- (6) 職務に関係のない書類をみだりに閲覧し、又は複写してはならない。
- (7) 守衛室に他人をみだりに入れる、又は職務に関係のない物品を持ち込む等一切の私事を避けなければならない。
- (8) 守衛室内の清掃及び整理整頓に努め、備品等の管理は、常に良好な状態にしておかなければならぬ。
- (9) 巡視・立哨・その他の業務に従事する場合のほかは、みだりに守衛室を離れてはならない。ただし、やむを得ない場合は総括管理業務従事者の承認を受けなければならない。
- (10) 職務以外の電話をみだりに使用してはならない。
- (11) 来庁者に接するときは常に親切・公平・迅速を旨とし、来庁者の年齢・服装・地位などにより態度をかえてはならない。
- (12) 庁舎への出入する者を把握し、不審な者と認めたときは、これを確かめ必要に応じて臨機の措置を講じなければならない。
- (13) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 業務内容

- (1) 守衛は庁舎等の安全と秩序維持に専念し、以下の業務を行うこと。
 - ①巡回は、あらかじめ定めた順路に従い、行うこと。また、甲の指定する巡回をパトロールレコーダーに打刻し提出すること。
 - ②庁舎等の保全に注意し、次に掲げることを綿密に点検し、破損その他の故障を認めたときは、速やかに処置すると同時に、甲及び総括管理業務従事者に報告すること。
 - a 火気使用箇所の異常の有無
 - b 電力使用箇所の故障異常の有無
 - c 消火器具・屋内消火栓の異常の有無
 - d たばこの吸い殻の後始末の状況
 - e ガス栓の開閉状況
 - f 窓の施錠の良否
 - g 不潔箇所の有無
 - h 漏水・流水・雨漏り等破損箇所の有無
 - i 不審物等の有無
 - j A E Dのバッテリー、外観の良否
 - ③庁舎等の火災・盗難予防及び戸締まり警戒
 - ④案内は、来庁者の取り次ぎを、懇切丁寧に行うこと。
 - ⑤庁舎前が混雑するときは、歩行者等の安全確保など交通誘導等を行うこと。
 - ⑥駐輪場が混雑するときは、必要に応じて、整理誘導等を行うこと。また、定時巡回を行い、混雑状況や異常の有無等の確認を行うこと。
 - ⑦庁舎各玄関扉及びその他の門扉の開閉については、以下のとおりとする。
 - 【本館・南館】
平日は、午前8時15分に開門、午後6時15分に閉門する。
土曜日及び祝祭日は、開門しないものとする。
日曜日は、午前8時30分から正午まで、本館東玄関・西玄関を開扉する。
ただし、議会その他特に必要な場合で甲が別に指示したときはこの限りでない。
 - 【合同庁舎】
平日のうち、水・木・金曜日は、午前8時30分に開門、午後8時15分に閉門する。
土・日・月・火曜日は、午前8時30分に開門、午後5時15分に閉門する。

地下出入口は、原則として屋間帯も閉鎖とする。
ただし甲が別に指示したときはこの限りでない。

⑦庁舎に次の時刻に国旗・市旗及び憲章旗の掲揚、及び降納を行うこと。

- | | |
|--------|---------|
| a 掲揚時刻 | 午前7時30分 |
| b 降納時刻 | 午後5時30分 |

なお、国民の祝祭日については国旗を掲げること。

⑧庁舎等の鍵の保管は、受け渡しを確実に行い、厳重に保管すること。

⑨閉庁日及び閉庁時間帯の来庁者及び電話の対応を行い、必要に応じ、当直業務者に業務を引き継ぐこと。

(2) 守衛は業務内容(1)の業務のほか、次の各項に関する業務を行うこと。

- ①所定の業務日誌に必要事項を記入し、業務終了後甲の担当者に提出すること。
- ②特別の要求を達成する手段として行う集団示威行為又は公務の執行を妨げ、若しくは妨げる恐れのある者を発見したときは、甲及び総括管理業務従事者に報告すること。
- ③次の各号に掲げる行為をする者、又はしようとする者に対しては、甲の発行した許可書の提示を求め、無許可の者に対しては許可を受けるよう説諭し、その説諭に従わないときは直ちに、甲及び総括管理業務従事者に報告すること。

- a 行商・展示・販売その他これに類する行為
- b 職員等に対する寄付の募集及び保険・貯金の勧誘
- c 広告物等(ポスター・ビラ)の配布、及び掲示又は表示、立看板・立札類の設置
- d 集会等を目的とする庁舎の使用
- e 10人以上の団体見学
- f 仮設工作物の設置
- g 庁舎を一時的に占有する行為

④次の各号に該当する者に対して、甲が庁舎に入ることを制限、若しくは禁止し、また必要に応じて退去させるとき、守衛は率先して協力すること。

- a 業務内容(2)の③項各号に該当する行為をした者、若しくは該当する行為をしようとした者
- b 正当な理由なく銃器・凶器・爆発物等を所持する者、又は人の身体に危害を及ぼす恐れのある者
- c 庁舎の施設、又は設備を汚損し、若しくは破損する恐れのある者
- d 正当な理由なく、旗・のぼり・幕・プラカード及び拡声器等を持ち込む者
- e 庁舎において放歌高唱し、及び練り歩く等の行為をする者、若しくはこれらの行為をしようとする者
- f 座り込み、その他通行の妨害となる者、又はこれらの行為をしようとする者
- g 職員に面会を強要する者
- h 職務に関係のない文書図面(ビラ等を含む)を配布する者、又はしようとする者
- i 正当な理由がなく閉門時刻を過ぎて長居する者
- j 甲の指示、若しくは警告に従わない者

⑤甲の許可なく庁舎等に掲示した広告物又は設置した器物の撤去を命ぜられた所有者又は占有者がその広告物又は設置した器物を撤去しないとき、又は所有者若しくは占有者が判明しないとき、甲がその広告物及び器物の撤去又は搬出の作業を行うときは率先して協力し、その作業にあたること。

⑥市庁舎等に火災・盗難その他突發的事故が発生したときは、直ちに状況調査の上、甲及び総括管理業務従事者に急報する。

休日、祝日及び夜間にあっては甲の指示に従い、次の措置をとること。

a 庁舎火災の場合

- ア 消防署に急報する。
- イ 屋内消火栓及び消火器をもって消火にあたる。
- ウ 出入口の扉を開く。
- エ 非常持ち出し物品を搬出する。

b 庁舎付近火災の場合

- ア 消防署に急報する。
- イ 出入口の扉を開く。
- ウ すべての窓を閉鎖し、屋外及び屋内の照明を点灯する。
- エ 飛び火の警戒にあたる。

c 盗難犯罪事件の場合

- ア 警察署に連絡する。
- イ 現場の保全に努める。

⑦市庁舎等の正当でない場所に放置された物件を発見したときは、その状況を記録し、甲に連絡すること。

⑧市庁舎等内において遺失物を収拾したとき、又は他人から拾得物の届出により引取人のない物品、あるいは証拠品があった場合は事由の如何を問わず、速やかに甲に報告するとともにこれを引き渡すこと。

⑨交代引継

- a 業務交代のときは、交代者に対し申し送り事項その他必要な事項を確実に引継すること。
- b 業務交代のときに交代者が出勤しない場合は、速やかに総括管理業務従事者に連絡し、交代者が来るまで業務すること。

7 その他

茨木市庁舎管理規則（昭和38年規則第10号）に規定する事項でこの業務に関連のある事項はこれを準用する。

5 市庁舎本館・南館及び合同庁舎 清掃業務委託仕様書

茨木市庁舎（以下「市庁舎」という。）本館・南館及び茨木市合同庁舎（以下「合同庁舎」という。）の清掃業務委託について、その要領は、次の「茨木市施設管理業務標準仕様書」及び「特記仕様書」による。

茨木市施設管理業務標準仕様書

この業務委託標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、茨木市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）が、清掃委託業務の実施に関して、当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、標準的な事項を定めるものとする。

1 適用範囲

- (1) 標準仕様書は、本市の建築物及びその附帯施設（以下「建築物等」という。）の清掃に適用する。
- (2) 標準仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、乙の責任において履行すべきものとする。
- (3) すべての契約図書は、相互に補完するものとする。
ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は次のアからエの順番とする。
 - ア 契約書
 - イ 特記仕様書（図書等を含む。）
 - ウ 標準仕様書
 - エ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(最新版)」

2 用語の定義

- 標準仕様書において用いる用語の定義は、次のとおりとする。
- (1) 「施設管理担当者」とは、建築物等の管理に携わる者で保全業務の監督を行うことを甲が指定した者をいう。
 - (2) 「業務責任者」とは、業務を総合的に把握し、円滑に実施するために施設管理担当者との連絡調整を行う者で、現場における乙の責任者をいう。
 - (3) 「業務担当者」とは、業務責任者の指揮により業務を実施する者で、現場における乙の担当者をいう。
 - (4) 「業務関係者」とは、業務責任者及び業務担当者を総称している。
 - (5) 「特記」とは、上記「1 適用範囲 (3)」の「ア」及び「イ」に指定された事項をいう。

(6) 「業務検査」とは、契約書に規定するすべての業務の完了の確認、又は、毎月の支払いの請求に関わる業務の終了の確認をするために、甲が指定した者が行う検査をいう。

(7) 「清掃」とは、汚れを除去すること及び汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。

(8) 「日常清掃」とは、1日単位等の短い周期で日常的に行う清掃業務をいう。

(9) 「定期清掃」とは、週、月又は、年単位の周期で定期的に行う清掃業務をいう。

(10) 「日常巡回清掃」とは、1日1回の日常清掃後、巡回しながら部分的な汚れの除去、ごみの収集等を行うことをいう。

(11) 「弹性床」とは、ビニールタイル、ビニールシート、ゴムタイル、コルク等の床をいう。

(12) 「硬質床」とは、陶磁器質タイル、石、コンクリート、モルタル、レンガ等の床をいう。

(13) 「繊維床」とは、カーペット、ジュウタン等の床をいう。

(14) 「衛生消耗品」とは、トイレットペーパー、水石鹼等をいう。

(15) 「適性洗剤」とは、清掃部分の材質を傷めずに汚れを除去できるもので、作業員の人体及び環境に配意したものという。

3 業務の範囲

- (1) 清掃の対象となる部分は、特記による。
- (2) 次に示す部分の清掃は、省略できるものとする。
 - ア 家具、什器等があり清掃不可能な部分
 - イ 電気が通電されている部分又は運転中の機器が近くにある等、清掃が極めて危険な部分
 - ウ 執務中の清掃場所又は部分で、あらかじめ施設管理担当者の指示を受けた場合
- (3) 臨時に新たな清掃が必要になったときは、その旨を施設管理担当者に報告し指示を受けること。

4 業務時間

- (1) 日常清掃、定期清掃等を行う日及び時間は、特記による。
- (2) 業務時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けること。
- (3) 上記(1)の日時以外であっても、特別の事由により施設管理担当者から清掃の指示がある場合は、協議のうえ対処すること。

5 業務の周期表示

清掃の周期についての表記は、次による。

- (1) 3／Dは、1日に3回行うものとする。
- (2) 2／Dは、1日に2回行うものとする。
- (3) 1 Dは、1日に1回行うものとする。
- (4) 1 Wは、1週間に1回行うものとする。
- (5) 2 Wは、2週間に1回行うものとする。
- (6) 2／Mは、1か月に2回行うものとする。
- (7) 1 Mは、1か月に1回行うものとする。
- (8) 2 Mは、2か月に1回行うものとする。
- (9) 3 Mは、3か月に1回行うものとする。
- (10) 4 Mは、4か月に1回行うものとする。
- (11) 6 Mは、6か月に1回行うものとする。
- (12) 2／Yは、1年に2回行うものとする。
- (13) 1 Yは、1年に1回行うものとする。

6 業務の管理及び実施等

(1) 業務管理

乙は、契約書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行う。

(2) 業務責任者

ア 乙は、業務責任者を定め施設管理担当者に届け出る。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。

イ 業務責任者は、業務担当者に作業内容及び施設管理担当者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。

ウ 業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。
なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

(3) 業務担当者

ア 業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、その指導教育については、乙が責任をもってこれにあたり、不都合のある場合は交替等の措置をとるものとする。

イ 業務内容により代替要員を必要とする場合には、あらかじめ施設管理担当者に報告し、承諾を得るものとする。

ウ 法令等により窓ガラス及び外壁作業を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が作業を行う。

(4) 業務の安全衛生管理

業務担当者の安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令に従って行う。

(5) 火気の取扱い

作業等に際し、原則として火気及び引火性危険物は使用しない。これらを使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得るものとし、その取り扱いに際しては十分注意をする。

7 業務関係図書の作成等

(1) 業務計画書

ア 業務責任者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務担当者が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、施設管理担当者の承諾を受けること。

イ 業務関係者が常駐して行う業務においては、乙は業務関係者の労務管理について適切に行うよう計画する。

(2) 作業計画書

業務責任者は、業務計画に基づき作業別に、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者名、業務担当者名、安全管理等を具体的に定めた作業計画書を作成し、作業開始前に施設管理担当者の承諾を受けること。

(3) 業務の報告及び確認

ア 清掃業務終了後に、指定された書類（日常・定期作業実施報告書（作業前点検・作業中写真・作業後点検写真等）をもって、施設管理担当者に報告する。

イ 施設管理担当者の指示を受けて清掃を省略した部位又は場所は、その旨を

- 報告書に記述する。
- ウ 施設管理担当者より業務の実施状況についての確認の求めがあった場合には、これに立ち会う。
- (4) 業務の記録
- ア 施設管理担当者と協議した結果について記録を整備する。
- イ 業務の全般的な経過を記載した書面を作成する。ただし、同一業務内容を連続して行う場合は、施設管理担当者と協議の上、省略することができる。
- ウ 一業務が終了した場合には、その内容を記載した書面を作成する。
- エ 「ア」から「ウ」の記録については、施設管理担当者より請求された場合は、提出又は提示する。
- 8 施設管理担当者の立会い
- 作業等に際して施設管理担当者の立会いを求める場合は、あらかじめ申し出ること。
- 9 業務の検査
- 乙は、契約書に基づき、その支払に係る請求を行うときは、必要な書類を提出し、甲の指定した者が行う業務の検査を受けるものとする。
- 10 服務規律
- 業務関係者は次の各項の服務規律を遵守すること。
- (1) 業務及び作業に適した服装、履物で業務を実施する。
- (2) 名札又は腕章を付けて業務を行う。
- (3) 業務に關係のない場所及び室への出入りは禁止する。また、定められた時間以外は、無断で施設に居残ってはならない。
- (4) 業務に關係のない書類をみだりに閲覧し、又は複写し、その他物品等を持出してはならない。
- (5) 業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (6) 施設内において遺失物を拾得したとき、又は他人から拾得物の届出により引取人のない物品、或いは証拠品があった場合は、事由の如何を問わず速やかに施設管理担当者に報告するとともに、これを引き渡さなければならない。
- 11 負担の範囲
- (1) 清掃に必要な電気、ガス、水道等の使用に係る費用は甲の負担とする。ただし、特記がある場合に限り乙の負担とする。
- (2) 清掃等に必要な資機材（洗剤、石鹼、トイレットペーパー、便座シート等の衛生清掃消耗品及びゴミ・シャレッガーダスト回収用ボリ袋、傘袋等）及び、尿石抑制器具（配管接続タイプ）との消耗品は、乙の負担とする。
- 12 使用資機材の報告
- 清掃に使用する資機材は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けるものとする。
- 13 資機材の保管等
- (1) 日常清掃に使用する資機材及び衛生消耗品は、施設管理担当者より指示された場所に、整理し保管する。
- (2) 定期清掃のみを行う場合において、当該業務に使用した資機材は、施設管理担当者の承諾を受けた場合を除き、作業完了後に持ち帰ること。
- (3) 使用する資機材は、品質良好なものを使用するものとし、又、乙の責任において使用場所に最適なものを的確に選択し、使用する。
- (4) 貸与された使用機材は、作業に適したものであることを施設管理担当者と業務責任者で確認する。
- 14 建物内部施設等の利用
- (1) 居室等の利用
- ア 常駐業務室、控え室、倉庫等及びその附帯設備並びに什器、ロッカー等の供用については、特記による。
- イ 供用室及び供用物は、業務責任者の管理のもと、これらを使用する。
- (2) 共用施設の利用
- 建物内の便所、エレベータ、食堂等の一般共用施設は、利用することができる。
- 15 塵芥の処理等
- (1) 施設から排出する塵芥は、施設管理担当者の指定する塵芥集積場に集積するものとする。
- (2) 塘芥の終末処理にかかる費用は甲の負担とする。
- (3) 産業廃棄物については関係法令等を遵守し、適切な処理を行い施設管理担当者に報告する。
- 16 別契約の業務
- 業務に密接に関連する別契約で、常駐して行う業務においては、施設管理担当者の監督下において、他業務責任者との調整を図り、円滑に業務を実施する。
- 17 関係法令等の遵守
- 業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

清掃業務 特記仕様書（本館・南館・合同庁舎）

1 清掃の対象施設

- (1) 茨木市庁舎本館（西分室含む） 茨木市駅前三丁目8番13号
地上8階地下2階 延床面積 16,683.15 m²
(西分室：地上2階 延床面積 236.80 m²)
- (2) 茨木市庁舎南館 茨木市駅前三丁目8番20号
地上10階地下2階 延床面積 13,515.86 m²
- (3) 茨木市合同庁舎 茨木市東中条町2番13号
地上7階地下1階 延床面積 6,569.09 m²

2 清掃の対象部分

別表「清掃作業実施基準」（以下「別表」という。）のとおり。
なお、別表以外に次の作業を実施するものとする。

○ 庁内観葉植物等への灌水作業

庁内観葉植物及び庁舎周辺のフラワーポットの鉢受皿清掃及び受皿の水交換作業、本館5階屋上緑化の灌水作業を実施すること。

灌水作業の観葉植物管理業者の指示に従い行うこと。

なお、鉢数については、

本館103、南館18、合同庁舎2 計123鉢

○ 古紙の回収及び空き缶等の分別収集（本館・南館）

各階設備（1～2箇所）の収集箱等から古紙を回収するとともに、空缶、空瓶・空ペットボトルについて分別収集ボックス（本館9か所、南館8か所）から回収し、所定のごみ集積場に集めること。また、別途指示があったごみも同様に処理すること。

○ マットの配置等

雨天時は、状況に応じてマットの配置等を行うこと。

○ 照明器具等の清掃

照明器具清掃、空調ガラリ清掃、ブラインド清掃、高所除塵は汚れの状況に応じ、点検交換時等に適宜実施すること。

○ 窓ガラス清拭（窓枠サッシを含む。）

別表で示す繊維床のうち絨毯等の床部分については、目立てを行うものとし、その該当床面積及び作業周期は次のとおりである。

本 館	1176.3 m ² (1D)	708.25 m ² (1W)	650.75 m ² (随時)
南 館		129.9 m ² (1W)	

○ 尿石抑制設備（配管接続タイプ）の設置及び維持管理

本館1階・2階中央男子トイレ 各3箇所

3 業務日及び作業時間

(1) 業務日

ア 日常清掃及び日常巡回清掃は、市の休日を除き毎日又は別表の周期で実施すること。

イ 定期清掃は、別表に基づき甲と協議した日に実施すること。

(2) 作業時間

ア 日常清掃 午前6時00分から午後7時30分まで
(ただし、主要な業務は甲の業務開始前に終了すること)

イ 定期清掃 甲と協議した時間

ウ 日常巡回清掃 甲と協議した時間

4 費用負担

清掃及び尿石抑制に必要な設備（配管接続タイプ）とその消耗品、トイレットペーパー、水石鹼等の衛生消耗品、ゴミ回収用ポリ袋は、一切乙の負担とする。その使用材料等は品質良好なものとする。

また、便座シート、傘袋も乙の負担とする。

5 居室等の使用

乙は清掃業務に伴い、各施設の控室及び所定の用具置場等を使用することができる。
なお、使用については、適切な管理をしなければならない。

6 その他

洗剤等の使用にあっては、床材に適しかつ作業員の人体や環境に配慮した、適正な洗剤等を使用すること。

別表 1-1 市庁舎本館・南館及び合同庁舎清掃管理基準

床材	日常清掃	定期清掃
弹性床	(1) ビニールタイル床等 ①床掃き ②床拭き上げ	①床拭き ②床洗剤塗布・機械による洗浄及び拭き上げ ③ワックス塗布・磨き上げ ④巾木・壁面・間仕切面等の手入れ
織維床	(2) ジュータン・タイルカーペット ①真空掃除機による除塵	①真空掃除機による除塵 ②カーペットクリーニング
硬質床	(3) タタミ ①掃き ※一部木床部の雑巾掛けも含む	
(4) 磁器タイル・石材等 ①床掃き ②床拭き上げ	①床拭き ②機械による洗浄及び拭き上げ	

	日常清掃	定期清掃
便所・浴室	①床掃き及び拭き上げ ②便器・洗面・浴槽等の洗浄手入れ ③鏡磨きと付属金具の手入れ ④汚物処理 ⑤各容器の洗浄手入れ ⑥トイレットペーパーの取替 ⑦石鹼水の補給	
外周・その他	①粗ゴミ拾い ②散水 ③除草	排水溝清掃

	日常清掃	定期清掃
窓ガラス	①ガラス水拭き (但し高所部分を除く)	①ガラス洗剤拭き ②水拭き
灰皿 ゴミ箱 備品等	①吸殻の収集 ②ゴミ箱のゴミ回収 ③汚れの除去・洗浄 ④ハタキ・フラワー等による除塵	

随 時 作 業	
彈 性 床	①汚れに応じ洗剤による除去 ②バフ掛けによる汚れの除去 ③必要に応じ部分的にワックス塗布
織 繩 床	①シミ取り

※詳細については、清掃作業実施基準 「本館」・「南館」・「合同庁舎」 参照

別表

清掃作業実施基準（本館）

床 NO.1

作業場所			玄関ホール	風除室	エレベータ	口ビ	階段	(廊1F下)	(廊1F下以外)	(便共用部)	(便専用部)	湯沸室	事務室	會議室	特別室	委員会室等	議会放送室等	議場	議会傍聴席	職員更衣室	厚生室等	控室等
作業方法																						
床面積 (m ²)			133.5	44.9	529.3	540.3	674.3	173.5	1,577.7	432.9	7.5	112.2	2,925.6	1,544.3	661.0	550.0	30.0	248.3	54.5	399.0	77.0	105.9
内訳	内訳	弾性床	133.5	39.2	314.3	340.6	674.3	173.5	608.0		7.5	53.8	65.3	104.5			30.0			16.8	21.7	80.8
		硬質床		5.8						432.9		58.4									4.1	
		織維床			215.0	200			969.8				2,860.3	1,439.8	661.0	560.0		248.3	54.5	358.8		
		合計																	23.5	51.3	25.1	
弹性床	日常・巡回清掃	自在幕・ フロアダスター	2/D	2/D	2/D	2/D	1D	2/D	2/D		1D	1D	1W	1W			隨時			2/W	隨時	1D
		真空掃除機																				
	水拭き	部分水拭き																				
		全面水拭き	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D		1D	1D	1W	1W					隨時	1W	1D	
	定期清掃	表面洗浄 (ワックス塗布)	2M	2M	2M	2/Y	2/Y	2M	2/Y			3M	3M	3M								1M
		剥離洗浄	1Y	1Y	1Y	1Y	1Y	1Y	1Y				1Y	1Y			1Y					1Y
硬質床	日常・巡回清掃	自在幕・ フロアダスター		2/D						1D		1D										隨時
		真空掃除機																				
	水拭き	部分水拭き								2/D												
		全面水拭き		1D						1D		1D										隨時
	定期清掃	表面洗浄 (ワックス塗布)																				
		剥離洗浄																				
織維床	日常清掃	一般床洗浄								1M		2M										
		真空掃除機					1D			1D						1W	1W	1D	隨時	隨時	2/W	
	定期清掃	カーペット・ スイーパー																				
		(全面クリーニング)				1Y				1Y												
タタミ	日常清掃	ぼうき・ 真空掃除機 ※一部木床部の雑巾 掛けを含む。																	隨時	1W	1W	

清掃作業実施基準（本館）

床 NO.2

別表

作業場所		保健室等	コピー室	その他室(1)	その他室(2)	その他室(3)	書庫・倉庫	ルリフレッシュ	エレベータ 4基	駐車場	自転車置場	ごみ集積場	ドライエリア	植栽	窓ガラス	西分室								
作業方法																								
床面積 (m ²)		36.0	47.5	0.0	27.0	8.0	422.5	70.8		1,015.0	183.2	38.5	18.0	380.0	2,284.0	193.4								
内訳	弾性床	36.0	47.5		27.0	8.0	139.5	46.8									193.4							
	硬質床						105.0			1,015.0	183.2	38.5	18.0											
	繊維床						178.0	24																
	合計																							
弹性床	日常・巡回清掃	自在簾・ フロアダスター	1W	2/D		1W	1W	1W	1D								1W							
		真空掃除機																						
	水拭き	部分水拭き																						
		全面水拭き	1W	1W		1W	1W		1D								1W							
	定期清掃	表面洗浄 (ワックス塗布)	2/Y	3M		3M	3M		1Y															
		剥離洗浄	1Y	1Y		1Y	1Y		1Y															
硬質床	日常・巡回清掃	自在簾・ フロアダスター						1W		1D	1M	1W	1D	2/Y										
		真空掃除機																						
	水拭き	部分水拭き																						
		全面水拭き							1D															
	定期清掃	表面洗浄 (ワックス塗布)																						
		剥離洗浄																						
		一般床洗浄										1M												
繊維床	日常清掃	真空掃除機					1W																	
		カーペット・ スイーパー																						
	定期清掃	洗浄 (全面クリーニング)																						
		ほうき・ 真空掃除機 ※一部木床部の雑巾 掛けを含む。																						
タタミ	日常清掃	除塵																						

清掃作業実施基準 (本館)

床以外 NO.1

作業場所		玄関ホル	風除室	ホエレベータ	ロビ	階段	(廊下1F)	(廊下1F以外)	(便共用部)	(便専用部)	湯沸室	事務室	議事室	特別室	委員会室等	議会放送室等	議場	議会傍聴席	職員更衣室	厚生室等	控室等
作業方法																					
壁	定期	除塵	1W		1W	1W		1W	1W	1W					隨時						
		部分拭き	1W		1W	1W			1W	1W											
フロアマット	日常	除塵																			
	定期	洗浄																			
扉・ガラス	日常	部分拭き	2/D	2/D	2/D	2/D		1D	1D	1D	1D		1W	1W	1D	隨時	隨時	隨時	1W	1W	
	定期	全面洗浄																			
什器備品	日常	除塵	2/D			2/D											隨時				
	定期	拭き	1D			1D											隨時				
灰皿	日常清掃	吸殻收集																			
ごみ箱		ごみ收集	1D	1D		1D	1D			1D		1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	
金属部分		除塵	2/D			2/D		1D	1D	1D	1D	1D									
扉・便所両台のへだて		部分拭き								1D	1D										
洗面台・水栓		拭き								3/D											
鏡		拭き								3/D											
衛生陶器		洗浄								3/D	1D										
衛生消耗品		補充								3/D	1D										
汚物容器		汚物收集								2/D	1D										
流し台		洗浄									2/D								1/D		
厨芥収集		厨芥収集									2/D									1/D	
壁・扉・操作盤		部分拭き													隨時						
扉溝		全面拭き																			
手すり		除塵																			
窓台	日常	拭き				1D	1D		1D	1D		1W	1W	1D					1W		
排水口		ごみ收集																			
足拭きマット	定期	乾燥																			
天井		拭き																			
机上清掃	定期	除塵										1W	1W	1D	隨時				1W		
照明器具		拭き										1W	1W	1D	隨時				1W		
吸出・吸込口	定期	拭き										1W	1W	1D	隨時				1W		
ブラインド		拭き																			
換気扇	定期	洗浄																			
窓ガラス		拭き																			
外周等	日常	粗ごみ拾い																			
		雑草の除去																			
		散水																			
	定期	排水溝清掃																			

清掃作業実施基準（本館）

床以外 NO.2

作業場所		保健室等	コピー室	その他室(1)	その他室(2)	その他室(3)	書庫・倉庫	リフ(旧)レッシュ	エレベータ 4基	駐車場	置場	自転車・單車	ごみ集積場	建物周り	植栽	窓ガラス	西分室							
作業方法																								
壁	定期	除塵																						
		部分拭き																						
プロアマット	日常	除塵																						
	定期	洗浄																						
扉・ガラス	日常	部分拭き	1W		1W		1W																	
	定期	全面洗浄																						
什器備品	日常	除塵																						
	・拭き																							
	定期	拭き																						
灰皿	日常清掃・日常巡回清掃	吸殻収集																						
ごみ箱		ごみ収集	1D	3/D	1D	1D	1D		1D															
金属部分		除塵																						
扉・便所両台のへだて		部分拭き																						
洗面台・水栓		拭き																						
鏡		拭き																						
衛生陶器		洗浄																						
衛生消耗品		補充																						
汚物容器		汚物収集																						
流し台		洗浄																						
厨芥収集		厨芥収集																						
壁・扉・操作盤		部分拭き																						
扉溝		全面拭き																						
手すり		除塵																						
窓台	日常	拭き																						
排水口		ごみ収集																						
足拭きマット		乾燥																						
天井	定期	拭き																						
机上清掃	日常	除塵																						
照明器具		拭き	1W																					
吸出・吸込口		拭き																						
ブラインド		拭き																						
換気扇		洗浄																						
窓ガラス		拭き																						
外周等	日常	粗ごみ拾い															1D	1D	1D	1D				
		雑草の除去																			隨時	隨時		
		散水																			隨時			
	定期	排水溝清掃																						

清掃作業実施基準（南館）

床 NO.1

別表

作業場所		玄関ホール	風除室	(B 1 F) レベ ルホ ル	(1 F) レベ ルホ ル	(2 F) レベ ルホ ル	エレベ ル付 室	非常用EV	口ビ	階段	廊下	渡り廊下	連絡通路 (1F)	連絡通路 (B 1 F)	便所	便所 (障害者用)	湯沸室	事務室	会議室	控室等	職員休憩室	リフレッシュルーム	
作業方法																							
床面積 (m ²)		131.3	33.0	12.0	27.5	337.5	164.4	171.0	592.0	1,580.8	124.5	69.7	76.0	349.3	30.9	50.2	3,763.3	973.7	57.5	39.0	10.3		
内 訳	弹性床				12.0				27.6		592.0	108.9			76.0		50.2	0.0	0.0	0.0	19.5	10.3	
	硬質床	131.3	33.0			27.5		10.7			125.9		69.7		349.3	30.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	繊維床					337.5	126.0	171.0		1,346.1	124.5					0.0	3,763.3	973.7	57.5	0.0	0.0		
	タタミ															0.0	0.0	0.0	0.0	19.5	0.0		
弹性床	日常・巡回清掃	除塵	自在幕・ フロアダスター			2/D			1D		1D	1D			2/D			1D			1W	1D	
			真空掃除機																				
	水拭き	部分水拭き																					
			全面水拭き			1D			1D		1D	1D			1D			1D			1W	1D	
	定期清掃	洗浄	表面洗浄 (ワックス塗布)				2/Y			2/Y		2/Y	2/Y			2/Y			2M			2M	1Y
			剥離洗浄				1Y			1Y		1Y	1Y			1Y			1Y			1Y	1Y
硬質床	日常・巡回清掃	除塵	自在幕・ フロアダスター		2/D	2/D		2/D	1D		2/D		2/D		1D	1D							
			真空掃除機																				
	水拭き	部分水拭き														1D	1D						
			全面水拭き		1D	1D		1D		1D		1D		1D		1D	1D						
	定期清掃	洗浄	表面洗浄 (ワックス塗布)																				
			剥離洗浄																				
			一般床洗浄		1M	1M		1M		2M			1M		1M		1M	1M					
繊維床	日常清掃	除塵	真空掃除機						1D	1D	1D		1D	1D				1W	1W	1W			
			カーペット・ スイーパー																				
	定期清掃	洗浄	(全面クリーニング)						1Y	1Y	1Y		1Y	1Y									
タタミ	日常清掃	除塵	ほうき・ 真空掃除機 ※一部木床部の雑巾掛け を含む。																		隨時		

清掃作業実施基準（南館）

床 NO.2

作業場所			コピーラー室	共有部分	談話室	書庫・倉庫	エレベーター 4基	駐車場 スロープ	洗車サービス スペース	自転車置場	ごみ集積場	屋外ホル	植栽	窓ガラス	キッズルーム等						
作業方法																					
床面積 (m ²)			22.0	342.7	120.0	167.7		717.4	54.9	77.4	18.0	428.82	142	5,590	13						
内観	弹性床	日常・巡回清掃	弾性床			120.0	99.3									6					
			硬質床					717.4	54.9		18.0	428.82									
		定期清掃	繊維床	22.0	342.7		68.4									7					
			タタミ																		
硬質床	弹性床	日常・巡回清掃	自在箒・ フロアスター	2/D		1D	1W								2/D						
			真空掃除機																		
		定期清掃	部分水拭き			1D															
			全面水拭き	1D											1D						
	定期清掃	水拭き	表面洗浄 (ワックス塗布)	2M		2M									2M						
			剥離洗浄	1Y		1Y									1Y						
		定期清掃	自在箒・ フロアスター					1D					1D	1D							
			真空掃除機																		
繊維床	硬質床	日常・巡回清掃	部分水拭き											1D							
			全面水拭き					1D													
		定期清掃	表面洗浄 (ワックス塗布)																		
			剥離洗浄																		
		一般床洗浄							2/Y	2/Y		1W	1M								
タタミ	繊維床	日常清掃	真空掃除機	1W	1W		1W								1D						
			カーペット・ スイーパー																		
		定期清掃	(全面クリーニング)												3M						
			ほうき・ 真空掃除機 ※一部木床部の雑巾掛け を含む。																		

清掃作業実施基準 (南館)

床以外 NO.1

作業場所		玄関ホール	風除室	エレベーター (B1F~10F)	エレベーター (1F~10F)	エレベーター (2F~10F)	非常用EV	ホール付室	ロビ	階段	廊下	渡り廊下	連絡通路 (1F)	連絡通路 (B1F)	便所	便所 (障害者用)	湯沸室	事務室	会議室	控室等	職員休憩室	リフレッシュルーム
作業方法																						
壁	定期	除塵	1W		1W	1W	1W	1W	1W		1W	1W	1W	1W	1W	1W	1W					
		部分拭き	1W		1W	1W	1W	1W	1W						1W	1W	1W					
フロアマット	日常	除塵																				
	定期	洗浄																				
扉・ガラス	日常	部分拭き	2/D	2/D	2/D	2/D	2/D		2/D		1D	1D	1D	1D	1D	1D	1W	1W	1W	1W		
	定期	全面洗浄																				
什器備品	日常	除塵	2/D			2/D			2/D		1D			1D							1W	
		拭き				1D			1D		1D			1D							1W	
	定期	拭き																				
灰皿	日常清掃・日常巡回清掃	吸殻收集	3/D																		3/D	
ごみ箱		ごみ收集	2/D	1D	1D	1D	1D	2/D		1D		1D	1D	2/D	2/D	1D		1D	1D	1D	1D	
金属部分		除塵	2/D			2/D	2/D								2/D	2/D						
扉・便所両台のへだて		部分拭き													1D	1D						
洗面台・水栓		拭き													3/D	3/D						
鏡		拭き													3/D	3/D						
衛生陶器		洗浄													3/D	3/D						
衛生消耗品		補充													3/D	3/D						
汚物容器		汚物收集													2/D	2/D						
流し台		洗浄														2/D						
厨芥収集		厨芥収集															2/D					
壁・扉・操作盤		部分拭き																				
扉溝		全面拭き																				
手すり		除塵																				
		拭き													1D	1D	1D	1D	1D	2/D		
窓台	日常	除塵	1D				1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1W	1W		1W	1W	
排水口		拭き																				
足拭きマット	定期	ごみ收集																				
天井		乾燥																				
机上清掃	日常	拭き																				
照明器具	定期	拭き																				
吸出・吸込口		拭き																				
ブラインド		拭き																				
換気扇		洗浄																		3M		
窓ガラス		拭き																				
外周等	日常	粗ごみ拾い																				
		雑草の除去																				
		散水																				
	定期	排水溝清掃																				

清掃作業実施基準（南館）

床以外 NO.2

作業場所			コピーリー 室等	共有部分	談話室	書庫・倉庫	エレベーター 4基	駐車場・ スロープ	洗車スペース	サービスヤード	自転車置場	ごみ集積場	屋外ホール	植栽	窓ガラス	キッズルーム等	建物周り	ペランダ							
		作業方法																							
壁	定期	除塵					1W										1W								
		部分拭き					1W										1W								
フロアマット	日常	除塵																							
	定期	洗浄																							
扉・ガラス	日常	部分拭き					1D							1D											
	定期	全面洗浄																							
什器備品	日常	除塵					1D										2/D								
		拭き					1D										2/D								
	定期	拭き																							
灰皿	日常清掃・日常巡回清掃	吸殻収集												2/D											
ごみ箱		ごみ収集	3/D	1D	1D									1D		2/D									
金属部分		除塵																							
扉・便所両台のへだて		部分拭き																							
洗面台・水栓		拭き																							
鏡		拭き																							
衛生陶器		洗浄																							
衛生消耗品		補充																							
汚物容器		汚物収集																							
流し台		洗浄																							
厨芥収集		厨芥収集																							
壁・扉・操作盤		部分拭き						2/D								1D									
扉溝		全面拭き														1D									
手すり		除塵							1D																
窓台	日常	拭き					1D																		
排水口		ごみ収集																							
足拭きマット		乾燥																							
天井		定期	拭き																						
机上清掃	日常	除塵				2/D																			
		拭き				2/D																			
照明器具	定期	拭き																							
吸出・吸込口		拭き																							
ブラインド		拭き																							
換気扇		洗浄																							
窓ガラス		拭き														3M									
外周等	日常	粗ごみ拾い							1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D
		雑草の除去																							
		散水																							
	定期	排水溝清掃							隨時	隨時	隨時	隨時	隨時	隨時	隨時	隨時	隨時	隨時	隨時	隨時	隨時	隨時	隨時	隨時	隨時

清掃作業実施基準（合同庁舎）

別表

床

作業場所		玄関ホール	ホーリル	廊下・階段	ベランダ段	便所	湯沸室	浴室	脱衣室	事務室	会議室	キッズ関係室	仮眠室・待機室	更衣室・控室	食堂	成人図書室	児童室	天文観覧室	準備室	厨房	エレベーター	駐車場	自転車置場	スロープ	窓ガラス		
作業方法																											
床面積(m ²)		60.0	795.0	30.0	256.7	70.4	27.0	13.5	1,174.5	423.0	343.1	159.4	81.0	42.0	379.3	120.0	15.0	(2基)	215.0	184.8	717.8						
内観	弹性床	661.6						13.5	426.2	306.0	254	141.8	48.5	42.0	379.3	120.0											
	硬質床	14.0	72.4	30.0	256.7	70.4	27.0		748.3	117.0	89.2								15.0		215.0	184.8					
	繊維床	46	61.0										32.5														
	畳											18															
弹性床	日常・巡回清掃	除塵	自在箒・ フロアスター		2/D				1D	1W	1W	1D	1D	1W	1D	1D	1D	1D									
			真空掃除機																								
	水拭き	部分水拭き																									
			全面水拭き		1D							1W	1W	1W	1D	1W	1D	1D	1D								
	定期清掃	洗浄	表面洗浄 (ワックス塗布)		2/Y							3M	3M	3M	3M	3M	2M	2M	2M								
			剥離洗浄		1Y							1Y	1Y	1Y	1Y	1Y	1Y	1Y	1Y								
硬質床	日常・巡回清掃	除塵	自在箒・ フロアスター	2/D	1D	1D	2/D	2/D	1D													1W	1W				
			真空掃除機																								
	水拭き	部分水拭き	1D			1D																					
			全面水拭き	1D			1D	1D	1D											1D							
	定期清掃	洗浄	表面洗浄 (ワックス塗布)																								
			剥離洗浄																								
繊維床	日常清掃	除塵	一般床洗浄				1M	2M																			
			真空掃除機		1D							1W		1D		1W					1D						
	定期清掃	洗浄	カーペット・ スイマー																								
タタミ	日常清掃	除塵	(全面クリーニング)											1Y								6M					
			ほうき・ 真空掃除機												1D												
※一部木床部の雑巾掛けを含む。																											

清掃作業実施基準 (合同庁舎)

床以外

作業場所		玄関ホール	廊下・階段	ベランダ	便所	湯沸室	浴室	脱衣室	事務室	会議室	キッズ関係室	仮眠室・待機室	待機室	更衣室・控室	食堂	児童室・成人図書室	準備室	天文観察室	厨房	エレベーター	駐車場	自転車置場	建物周り	窓ガラス	
作業方法																									
壁	定期	除塵				1W		1W																	
		部分拭き				1W		1W																	
フロアマット	日常	除塵	1W																					1D	
		洗净																							
扉・ガラス	定期	部分拭き	2/D	1D		1D	1D	1D	1W	1D	1D	1D	1D	1D	1W	1D	1D	1D	1D	1D	1D				
		全面洗净																							
什器備品	日常	除塵									1W		1D	1D	1D	1W	1D	1D	1D	1D	1D	1D			
		拭き									1W		1D	1D	1D	1W	1D	1D	1D	1D	1D	1D			
	定期	拭き																							
灰皿	日常清掃・巡回清掃	吸殻収集																							1D
ごみ箱		ごみ収集	1D	1D							1D	1D	1D	1D	1D		1D	1D	1D	1D	1D	1D			
金属部分		除塵																							
扉・便所両台の へだて		部分拭き				1D																			
洗面台・水栓		拭き				3/D		1D	1D																
鏡		拭き				3/D		1D	1D																
衛生陶器		洗净				3/D																			
衛生消耗品		補充				3/D																			
汚物容器		汚物収集				1D																			
流し台		洗净				3/D																			
厨芥収集		厨芥収集				2/D																			
壁・扉・操作盤	壁・扉・操作盤	部分拭き																							
扉溝		全面拭き																							
手すり		除塵	1W																						
窓台	窓台	拭き																							
排水口		ごみ収集						1D																	
足拭きマット	定期	乾燥						1D																	
天井		拭き																							
机上清掃	定期	除塵																							
照明器具		拭き																							
吸出・吸込口	定期	拭き																							
ブラインド		拭き																							
換気扇	定期	洗浄																							
窓ガラス		拭き																							3M
外周等	日常	粗ごみ拾い	1D		随時																			随時	
		雑草の除去																						随時	
		散水																						随時	
	定期	排水溝清掃			随時																				

6 市庁舎本館・南館及び合同庁舎 電気機械設備等保守業務委託仕様書

この仕様書は、茨木市庁舎（以下「市庁舎」という。）本館・南館及び茨木市合同庁舎（以下「合同庁舎」という。）の電気設備・冷暖房設備及び空調換気設備並びに附属する機械設備、建築附帯設備等の保守業務委託の内容を示すものであり、その要領は次のとおりである。

1 業務種目

(1) 電気機械設備等保守業務

本館または南館に主任技術者が1人以上常駐（必要に応じて各館常駐）し、下記建物の電気設備等を管理すること。また、ポスト数等は下記のとおりとする。

市庁舎本館	3ポスト
市庁舎南館	3ポスト
合同庁舎	2ポスト

日勤A、夜勤は下記の資格者が從事すること。

本館：(1種・認定)電気工事士又は第三種電気主任技術者以上

ただし、第三種電気主任技術者は週6ポスト以上勤務すること

南館：(1種・認定)電気工事士又は第二種冷凍機械保安責任者、第三種電気主任技術者以上

ただし、第二種冷凍機械保安責任者以上は週5ポスト以上勤務すること

合同庁舎：(1種・認定)電気工事士又は二級ボイラーテクニクス、第三種電気主任技術者以上
業務従事者は、下記資格等の有する者も從事されること。

- (1) 第三種電気主任技術者
- (2) 1種又は認定電気工事士
- (3) 危険物取扱者乙種4類
- (4) 自衛消防組織要員

(5) 消防設備、建具、給排水、塗装、溶接等に精通している者
なお、上記業務従事者の中から指導監督を行うものを選任し、業務を遂行すること。

また、日勤者は各庁舎を交代で担当し、業務全体を熟知すること。

(2) 自衛消防組織要員

市庁舎南館の防災センターにおいては、防災センター内業務従事者の内から自衛消防組織要員を1名以上常駐させること。

2 業務場所

茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市駅前三丁目8番20号
茨木市東中条町2番13号

茨木市役所 本館
茨木市役所 南館
茨木市役所 合同庁舎

3 管理物件

市庁舎本館（西分室含む）・南館、合同庁舎の電気設備・空気調和設備・冷暖房設備・防火消防設備・その他建築附帯設備及び給排水設備並びにこれらに附属する諸設備を含むものとする。

（主な設備は別紙「電気機械主要設備一覧表」のとおり）

4 主任技術者等の選任

法令等により、各施設において選任しなければならない下記資格者等の選任については、

受託者（乙）において行い、諸届等一切の手続きをすること。またそれに係る費用も受託者（乙）の負担とする。

・電気主任技術者 ・冷凍保安責任者 ・建築物環境衛生管理技術者

5 業務

(1) 業務日及び業務時間

業務時間等は次のとおりとする。

本館	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
日勤A (1ポスト)													
夜勤 (1ポスト)													
日勤 (1ポスト) 日程を除く													

8時45分 17時15分

南館	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
日勤A (1ポスト)													
夜勤 (1ポスト)													
日勤 (1ポスト) 日程を除く													

8時45分 17時15分

合同庁舎	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
日勤A (1ポスト)													
夜勤 (1ポスト)													

8時45分 17時15分

(2) 休日又は時間外であっても特別の事由により必要の生じた場合は、甲と協議して業務にあたること。

(3) 乙は、保守業務従事者の指導教育・健康管理について責任をもってこれにあたり、不都合のある場合は交代等の処置をとること。

(4) 乙は、保守業務従事者に制服、名札を支給し、業務中は必ず着用させること。

(5) 乙は、保守業務従事者が病気その他の事由による欠勤等のため、業務に支障をきたす恐れのある場合は、直ちに補充者をあてる等万全の措置を講じること。

(6) 保守に必要な機器・工具・計器類・安全装具・その他日常維持作業に必要な消耗品（テーブ類、カッターアクセサリ等）等は、一切乙の負担とし、軽易な補修（電源増設、保全塗装、クラック補修、建具調整、Vベルト交換等）は乙が施工すること。補修に関する主材料（ケーブル、塗料、木材、Vベルト等）は甲が負担する。

6 業務心得

保守業務従事者は、次の各項の業務心得を遵守すること。

(1) 故意に業務上の危険及び責任を回避してはならない。

(2) 業務中雑談・娯楽等にふけり業務を怠ってはならない。

- (3) 業務中に飲酒又は酒気を帯びて業務してはならない。
- (4) 職務に関係のない書類をみだりに閲覧し、又は複写してはならない。
　その他物品等を持出してはならない。
- (5) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 業務内容

(1) 電気設備保守

- ①受電設備・変電設備及び屋内配電設備並びにこれらに接続する全ての電気機器の運転・保守管理（巡回点検）とこれに必要な軽易な補修を行うこと。
- ②保守に必要な機器・工具・計器類その他消耗品を常備すること。
- ③電気工作物の運用に関する記録及び諸官庁並びに電気事業者等に提出する書類の作成一切を行うこと。
- ④点検・測定については法令に規定する技術基準に基づくほか本市電気工作物保安規程を準用して、日常・定期点検及び測定試験に区分し、基準表を作成して行うこと。
- ⑤甲は自家用電気工作物の維持管理、運用に関して電気主任技術者の意見等を尊重するものとする。

(2) 機械設備等保守

- ①庁舎内に設置した冷・暖房設備及び給排水・消火栓設備及び屋内配管設備並びにこれらに接続する全ての機器の運転保守及び巡回点検とこれに必要な軽易な補修を行うこと。
- ②保守に必要な機器・工具・計器類その他消耗品を常備し、品目を明記すること。ただし、電気関係と重複するものは省略することができる。
- ③設備の運用に関する記録及び諸官庁並びに電気事業者等に提出する書類の作成一切を行うこと。
- ④運転・管理・保守及び点検はそれぞれ法令に規定する技術基準に基づくほか、保安上必要な事項について、日常・定期点検及び測定試験に区分し、基準表を作成して行うこと。
- ⑤冷暖房期間並びに時間

冷房期間	7月1日から8月末日まで
暖房期間	12月1日から3月末日まで
冷・暖房時間	午前8時45分～午後5時15分

ただし、期間・時間を変更することがある。

- ⑥冷・暖房開始に必要な設備・機器の調整は開始期日前15日までに完了し、終了後は速やかに整備点検を行うこと。

(3) その他給排水、建築設備等維持管理（巡回点検）とこれに必要な軽易な補修を行うこと。

(4) 運転日誌及び諸記録は毎日作成し、甲に提出すること。

(5) 交代引継

- ①業務交代のときは、交代者に申し送り等その他必要な事項を確実に引き継ぎすること。
- ②業務交代のときに交代者が出勤しないときは、速やかに総括管理業務従事者に連絡し、交代者が来るまで業務すること。

【電気・機械設備等保守管理基準】

1 電気設備保守基準

- (1) 常時受電・変電・配電設備と中央監視盤を正確に操作するためには、図面と機器の表示負荷の性質により負荷の軽重、負荷の変動を確認し、日常・定期点検等によって機器の状態を把握し、予防保全を実施して設備を最高の状態に維持しなければならない。
- (2) 発電設備は、停電時又は非常時等の緊急時に機能を発揮させるための設備であるから、保守点検を怠らず特に起動に必要な予備電源の蓄電池等の整備に心がけ、周期的に試運転を実施すること。
- (3) 電灯・動力設備は系統図・接続図により施設の内容を把握し、日常の保守点検により正常な状態を維持すること。
- (4) 弱電設備については、日常の点検により機器の作動の正常を確認し、また取扱不良等その他の原因により過熱・焼損・破損・作動不良等を起さないよう取扱に注意すること。
- (5) 接地抵抗・絶縁抵抗については、法令を遵守して定期的に測定記録し、不良箇所はただちに補修すること。
- (6) 受配電設備精密点検時の立会、仮設電源等の作業を行いうること。

2 空気調和設備保守基準

- (1) 保守点検と予防保全を励行して機器の正常運転と機器の寿命を延ばし、運転費の節減と事故発生の防止に努めること。
- (2) 機械室及び機器については、常時清潔な状態を保持し、運転操作に誤りのないよう心がけること。
- (3) 運転日誌その他の記録を大切にし、この記録により各機器の負荷変動に応じた操作を行い、合理的な操業を続けるよう留意すること。
- (4) 外気処理については季節を考慮し、特に冬季においては新鮮な外気を導入するよう努めること。
- (5) 空気調和設備の運転は空気の冷却と加熱の操作に注意を払い、配管やダクトの連携についても調査点検を行うこと。
- (6) 配管ストレーナ及び冷却塔ストレーナ等も点検、掃除を定期的に実施し、目詰まりのないようにするとともに管内に空気の混入を防止すること。
- (7) その他法規上必要な機器の点検・検査を実施し、その記録は整理し保管すること。
- (8) 甲が指定する時期は朝8時と昼11時半に館内温度測定を行い、甲に報告すること。
- (9) クーリングタワーについては年2回、ファンコイルやエアコン等のフィルタについては年2回、その他の空気調和設備についても年1回以上清掃を行うこと。また、設備稼働初期にレバーカー菌を対象とした細菌検査を1回行うこと。

3 防火・消防設備保守基準

- (1) 火災報知器については、機器の破損、腐食の有無、配線の不良の有無を点検、感知

器・受信機・発信機の機能状態を回路の導通試験により、異常のないよう保守管理すること。

- (2) その他の消防用設備については部品の員数の確認と腐食・破損の有無の点検を月1回以上実施し、火災に備え整備しておくこと。

4 給排水設備保守基準等

建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び事務所衛生基準規則等に従い保守点検及び検査を実施すること。主な項目及び特記は下記のとおり。

- (1) 給水設備については、受水槽・高架水槽のボルトタップ及び電極の作動の良否、揚水泵の機能とグランド部の水漏れ等を点検し、上水道使用場所の保守管理を実施すること。また、簡易専用水道検査及び飲料水の水質検査を実施すること。
なお、受水槽・高架水槽の内部清掃は年1回実施すること。
- (2) 中水（雨水処理水）設備については、受水槽・高架水槽・電極・塩素注入器の点検、水質検査を実施すること。
- (3) 排水系統については巡回点検し、汚水ポンプの状態に注意して、汚水の円滑な排出に努めること。
また配管についても継手その他の水漏れ、保温材の破損等の有無について点検すること。
なお、汚水槽、雑排水槽について、内部清掃を年2回実施すること。
- (4) 空気環境測定については、法令に基づき2か月以内ごとに1回実施すること。
- (5) 資格を要する業務については、取得後2年以上の実務経験を有すること。
- (6) 保守点検及び検査に係る費用は全て受託者（乙）の負担とする。

7 当直業務委託仕様書

この仕様書は、市庁舎における当直業務委託の内容を示すものであり、その要領は次のとおりである。

1. 業務種目

当直業務

夜勤 1ポスト

日直 4ポスト

2. 業務場所

茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市役所本館

3. 業務

(1) 当直業務時間は、次のとおりとする。

平日（市の休日を除く）午後5時15分から翌朝午前8時45分まで

	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
夜勤（1ポスト）													
	8時45分												17時15分

市の休日　　日直A・B　　午前8時45分から午後5時15分まで
 日直C・D　　午前7時30分から午後5時30分まで
 宿直　　午後5時15分から翌朝午前8時45分まで

	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
日勤（4ポスト）	A												
	B												
	C												
	D												
	8時45分												17時15分
	7時30分												

	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
夜勤（1ポスト）													
	8時45分												17時15分

- (2) 休日又は時間外であっても非常事態その他の事由により必要のある場合は、甲と協議して業務に対処すること。
- (3) 乙は、当直業務従事者の指導教育・健康管理について責任をもってこれにあたり、不都合のある場合は交代等の処置をとること。
- (4) 乙は当直業務従事者に、業務執行中は制服・名札を着用させ、常に清潔端正を旨とし、その品位を保つように努めること。
- (5) 乙は、当直業務従事者が病気、その他の事由により欠勤等のため、業務に支障をきたす恐れがある場合には、直ちに補充者をあてる等、万全の措置を講じること。

4. 業務心得

当直業務従事者は、次の各項の業務心得を遵守すること。

- (1) 服務に当たっては、簡潔・親切・丁寧に対応することを旨とし、かつ敏速正確を期さなければならない。
- (2) 業務中は私語を慎み、相手方に不快の念を与えないように留意しなければならない。
- (3) 不当な申し出及び雑談・暴言等を発せられた場合でも、決してそれに反抗し、又は理屈がましい応答をしてはならない。その甚だしいときは、総括管理業務従事者に報告し指示を受けなければならない。

5. 業務内容

(1) 主要業務内容は、「当直事務取扱要領」に準ずること。

- (2) 有効者等受付業務については葬儀受付時、甲が貸与するパソコンで有効者等が該当しないか確認を行い、該当者があった場合、午前1回、午後1回甲が指定する連絡先に連絡するとともに報告書を作成すること。また、連絡時、電報送付等の指示があった場合は、甲の指示に従い処理すること。

6. その他

この仕様書に定めのない事項及び細目については、法令その他慣習によるほか甲・乙協議の上定めるものとする。

8 市庁舎ねずみ昆虫等防除業務委託仕様書

この仕様書は、市庁舎におけるねずみ昆虫等防除業務の委託の内容を示すものであり、その要領は次のとおりである。

1 業務種目

ねずみ昆虫等の防除業務

厚生労働大臣の指定する講習を修了した者で、2年以上の実務経験を有する者が業務に従事すること。

2 対象施設及び床面積

茨木市駅前三丁目8番13号	茨木市役所本館	(16,683.15 m ²)
茨木市駅前三丁目8番20号	茨木市役所南館	(13,515.86 m ²)
茨木市東中条町2番13号	茨木市合同庁舎	(6,569.09 m ²)
茨木市上中条二丁目12番28号	茨木市上中条分室	(2,113.27 m ²)
茨木市駅前三丁目6番18号	茨木市西分室	(236.80 m ²)

なお、各施設の対象箇所数は次のとおり

	トイレ	湯沸室	浴室	ゴミ置場	食堂厨房	洗濯場	消毒室	ピット
本 館	31	12	1	1				1
南 館	30	8		1				1
合同庁舎	17	4	1		1		1	1
上中条分室	3	2	1		1	1		
西 分 室	1	1						

※ それぞれの実施回数は、トイレ・ピットは6回／年、それ以外は2回／年とする。

3 業 務

建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同施行令、同施行規則にもとづき業務を実施し、結果の報告をすること。

作業において乙は、甲の担当者とねずみ昆虫等の発生場所・生息場所を定期的かつ統一的に調査し、それに基づき実施場所及び効果的な作業方法を選択して実施すること。

なお、実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

4 使用 薬 剤

実施にあたり使用する薬剤は次の条件に適合した物とする。

- (1) 薬事法の製造販売の承認を得た医薬品又は医薬部外品を用いること。
- (2) ねずみ昆虫等の種類を考慮して、殺虫・殺菌・消毒の効果が十分にあること。
- (3) 環境に配慮したものであること。
- (4) 引火性のこと。
- (5) 備品・紙類等を変質・変形・変色させる恐れのないこと。

5 その他

- (1) 契約期間中は常時完全駆除の状態を保持すること。
- (2) 本業務は甲の承諾の上で隨時、環境調査並びに防除作業を実施すること。
- (3) 作業実施計画書を甲に提出し、十分に協議した上、指示に従い作業を実施すること。
- (4) 特に必要と認める場合は、甲の要請により速やかに対応し防除作業を実施すること。
- (5) 作業実施に必要な、用水・電力等は甲が無償で提供する。
- (6) この仕様書に定めのない事項及び細目については、その都度甲・乙協議の上定めるものとする。

9 特殊建築物等定期点検及び建築設備定期点検業務委託仕様書

この仕様書は、庁舎における特殊建築物等定期点検及び建築設備定期点検の業務委託の内容を示すものであり、その要領は次のとおりである。

1 業務種目

(1) 特殊建築物等定期点検業務

1級・2級建築士

特殊建築物調査資格者

等、上記の有資格者であり、2年以上の実務経験を有する者が業務に従事すること。
ただし、当該業務は前回実施の平成21年を基準として、3年に1回の実施とする。

(2) 建築設備定期点検業務

国土交通大臣の定める建築設備検査資格者

1級及び2級建築士で国土交通大臣指定建築設備検査資格者講習受講者
等、上記の有資格者であり、2年以上の実務経験を有する者が業務に従事すること。

2 対象施設

茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市役所 本館

茨木市駅前三丁目8番20号

茨木市役所 南館

茨木市東中条町2番13号

茨木市役所 合同庁舎

茨木市上中条二丁目12番28号

茨木市役所 上中条分室

3 業 務

建築基準法第12条2項（建築物点検）及び4項（建築設備点検）に基づき

点検業務を実施し、結果の報告をすること。

点検報告書は2部作成し、提出すること。

4 業務内容

対象	点検内容	方法
・建築物の状況 ・建築設備の設置に関する状況	・損傷、腐食等の劣化状況 <例：コンクリートのひび割れ、鉄骨の腐食、外装材の浮き上がり等> ・不適切な改変行為等による法不適合状況 <例：間仕切り変更による防火区画を形成する壁の撤去、通路閉塞による避難階段の利用障害、非常進入口の撤去等>	目視・打診等 目視等
・建築設備の構造に関する状況	・損傷、腐食等の劣化状況 <例：エレベーターの作動不良、給水タンク内部の腐食、非常用照明の点灯不良等> ・不適切な改変行為等による不適合状況 <例：内装変更による換気口閉鎖、空調ダクト交換時の接続ミス等>	目視・作動確認 機器測定等
		目視

特殊建築物等定期点検

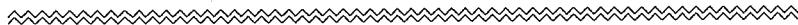
- 1 資料の調査・整理 (計画通知書・竣工図等の確認)
- 2 定期点検計画の確定 (定期点検計画と定期点検経路を確定)
- 3 定期点検の実施 (定期点検表・定期点検結果図の作成)
- 4 定期点検結果の判定 (判定基準による判定)
- 5 施設管理者への報告 (点検表等の提出)

建築設備定期点検

- 1 資料の調査・整理 (計画通知書・竣工図等の確認)
- 2 定期点検計画の確定 (定期点検計画と定期点検経路を確定)
- 3 定期点検の実施 (定期点検表・定期点検結果図の作成)
- 4 定期点検結果の判定 (判定基準による判定)
- 5 施設管理者への報告 (点検表等の提出)

10 上中条分室 清掃業務委託仕様書

上中条分室の清掃業務委託について、その要領は、「茨木市施設管理業務標準仕様書」（「市庁舎本館・南館及び合同庁舎清掃業務委託仕様書」に記載）及び次の「特記仕様書」による。



特記仕様書（上中条分室）

1 清掃の対象施設

茨木市上中条分室 茨木市上中条二丁目12番28号
地上3階 延床面積 2,113.27 m²

2 清掃の対象部分

別表「清掃作業実施基準」（以下「別表」という。）のとおり。

なお、別表以外に次の作業を実施するものとする。

○ マットの配置等

雨天時等は状況に応じてマットの配置等適切な措置を講ずること。

○ 照明器具等の清掃

照明器具清掃、換気孔の清掃、ブラインド清掃、高所除塵は汚れの状況に応じ、点検交換時に適宜実施すること。

3 業務日及び作業時間

(1) 業務日

ア 日常清掃及び日常巡回清掃は、市の休日を除き毎日又は別表の周期で実施すること。

イ 定期清掃は、別表に基づき甲と協議した日に実施すること。

(2) 作業時間

ア 日常清掃 午前8時00分から午後5時15分まで

イ 定期清掃 甲と協議した時間

ウ 日常巡回清掃 甲と協議した時間

4 費用負担

清掃業務に必要なトイレットペーパー、水石鹼等の衛生消耗品は、一切乙の負担とし、その使用材料等は品質良好なものを使用すること。

5 居室等の使用

乙は清掃業務に伴い、各施設の控室及び所定の用具置場等を使用することができる。

なお、使用については、適切な管理をしなければならない。

6 その他

洗剤等の使用にあつては、材質に適しきつ作業員の人体や環境に配慮した適正な洗剤等を使用すること。

別表表記中1Wは「壁」の清掃を除き、日常清掃とする。

清掃作業実施基準（上中条分室）

床

別 表

作業場所		玄 関	階 段	廊 下	便 所	湯 沸 室	浴 室 等	脱 衣 室	洗 濯 場	事 務 室	会 議 室	食 堂	厨 房	更 衣 室 ・控 室 等	その 他 室	書 庫 ・倉 庫	建 物 周 り	窓 ガ ラ ス				
作業方法																						
床面積(m ²)		27.2	123.3	254.4	81.2	21.9	56.8	10.7	12.0	286.9	24.3	71.1	14.4	97.3	228.8	40.7	1500.0	402.0				
内 訳	弾性床		0.0	123.3	129.6	0.0	12.7	0.0	10.7	0.0	286.9	24.3	71.1	0.0	97.3	124.4	20.7					
	硬質床		27.2	0.0	124.8	81.2	9.2	56.8	0.0	12.0	0.0	0.0	0.0	14.4	0.0	0.0	0.0					
	繊維床		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					
	畳		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	104.3	20.0					
弾性床	日常 巡回 清掃	除塵	自在簾、 フロアダスター			1D	1D				1D		1D	1D	1D	1D	1D					
			真空掃除機																			
	水拭き	部分水拭き																				
			全面水拭き			1D	1D			1D		1D		1D								
	定期 清掃	洗浄	表面洗浄 (ワックス塗布)			1M	1M					1M	2M	1M		2M	1M					
			剥離洗浄			1Y	1Y					1Y	1Y	1Y		1Y	1Y					
硬質床	日常 巡回 清掃	除塵	自在簾、 フロアダスター		1D		1D	1D	1D	1D		1D				1D						
			真空掃除機																			
	水拭き	部分水拭き																				
			全面水拭き		1D			1D	1D	1D		1D				1D						
	定期 清掃	洗浄	表面洗浄 (ワックス塗布)																			
			剥離洗浄																			
繊維床	日常 清掃	除塵	一般床洗浄					1M	2M	1M		1M										
			真空掃除機																			
	定期 清掃	洗浄	(全面クリーニング)																			
タタミ	日常 清掃	除塵	ほうき、 真空掃除機 ※一部木床部の雑巾掛け を含む。														1D	1D				

清掃作業実施基準（上中条分室）

別表

床以外

作業場所			玄関	階段	廊下	便所	湯沸室	浴室等	脱衣室	洗濯場	事務室	会議室	食堂	厨房	更衣室・控室等	その他室	書庫・倉庫	建物周り	窓ガラス				
作業方法																							
壁	定期	除塵					1W		1W														
		部分拭き					1W		1W														
フロアマット	日常	除塵	1D																				
		洗净																					
扉・ガラス	日常	部分拭き	1D			1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D						
		全面洗净	1M																				
什器備品	日常	除塵																					
		拭き																					
		拭き																					
灰皿	日常清掃・日常巡回清掃	吸殻收集													1D	1D	1D	1D	1D				
ごみ箱		ごみ收集	1D			1D	1D								1D	1D	1D	1D	1D				
金属部分		除塵				1D																	
扉・便所両台の へだて		部分拭き				1D																	
洗面台・水栓		拭き				1D		1D	1D														
鏡		拭き				1D		1D	1D														
衛生陶器		洗净				1D																	
衛生消耗品		補充				1D																	
汚物容器		汚物收集				1D																	
流し台		洗净					1D										1D						
厨芥収集		厨芥收集						1D										1D					
壁・扉・操作盤		部分拭き																					
扉溝		除塵																					
手すり		拭き	1D																				
窓台	日常	除塵																					
排水口		拭き																					
足拭きマット	定期	ごみ收集						1D															
天井		乾燥						1D	1D	1D													
机上清掃	日常	拭き																					
照明器具		除塵																					
吸出・吸込口	定期	拭き																					
ブラインド		拭き																					
換気扇	日常	洗净																					
窓ガラス		拭き																	2M				
外周等	日常	粗ごみ拾い																	1D				
		雑草の除去																	隨時				
		散水																	隨時				
	定期	排水溝清掃																	隨時				

1.1 上中条分室 電気機械設備等保守業務委託仕様書

この仕様書は、上中条分室の電気設備・機械設備・空気調和設備・給排水設備・建築附帯設備等の保守業務委託の内容を示すものであり、その要領は次のとおりである。

1 業務種目

- (1) 電気設備保守業務
第三種電気主任技術者又は（第一種・認定）電気工事士以上の有資格者が業務に従事すること。
- (2) 機械設備等保守業務
二級ボイラー技士、危険物取扱者乙種4類の有資格者が業務に従事すること。
- (3) その他
上記の業務従事者は、市庁舎本館・市庁舎南館・合同庁舎の業務従事者の中から点検周期に応じ、分室点検業務を従事させること。その場合分室点検従事者として、ポスト配置すること（兼務は認めない）。

2 業務場所

茨木市上中条二丁目12番28号 茨木市役所上中条分室

3 管理物件

上中条分室 電気機械設備等保守基準（以下「保守基準」という。）のとおりとする。
(別紙「電気機械主要設備一覧表」のとおり)

4 主任技術者の選任

上中条分室の電気主任技術者は、乙において選任し、諸届等一切の手続きをすること。

5 業 務

「市庁舎本館・南館及び合同庁舎電気機械設備等保守業務委託仕様書」の「5業務」の(2)～(6)を準用する。

6 業務内容

- (1) 保守基準に基づく保守とこれに必要な軽易な補修を行うこと。
- (2) 保守に必要な機器・工具・計器類・安全器具・その他日常維持作業に必要な消耗品（テ

ープ類、カッター替歯等）等は、一切乙の負担とし、軽易な補修（電源増設、保全塗装、木材塗装補修、建具調整等）は乙が施工すること。補修に関する主材料（ケーブル、塗料、木材等）は甲が負担する。

- (3) 設備の運用に関する記録及び諸官庁等に提出する書類作成の一切を行うこと。
- (4) 保守及び点検は、それぞれ法令に規定する技術基準に基づくほか保安上必要な事項について基準表を作成して行うこと。

(5) 冷暖房期間

冷房期間	7月1日から8月末日まで
暖房期間	12月1日から3月末日まで
冷・暖房時間	午前8時45分から午後5時15分まで

ただし、甲・乙協議により期間・時間を変更することが出来る。

- (6) 冷暖房開始に必要な設備の整備は、使用開始15日前までに完了しておくこと。
- (7) 各施設ごとに点検及び整備計画表を作成し、作業の実施後は速やかに報告書を甲に提出すること。
- (8) 給水設備については、受水槽・高架水槽のボールタップ及び電極の作動の良否、揚水ポンプの機能とグランド部の水漏れ等を点検し、上水道使用場所の保守管理を実施すること。また、受水槽・高架水槽の内部清掃点検は年1回実施すること。
- (9) 甲は自家用電気工作物の維持管理、運用に関して電気主任技術者の意見等を尊重するものとする。

上中条分室電気機械設備等保守基準

設 備	項 目	回数	備 考
1 空気調和設備 冷暖房設備	ファンコイルエアーフィルター清掃 熱交換型換気扇フィルター清掃 ルームエアコン・エアーフィルター清掃 ポンプ等点検 換気扇清掃	1／6月 1／6月 1／6月 1／年 1／3月	
2 給排水設備	受水槽定水位弁パッキン取替 受水槽・高架水槽清掃点検 飲料水の水質検査 (臭い、色、濁り、残塩) 揚水ポンプ点検 水栓類点検 温水ポンプ点検 貯湯式湯沸器ボールタップパッキン取替 給湯温水器・膨張タンク 点検・清掃 給湯ポンプ点検	適時 1／年 隨時 1／週 1／月 1／3月 適時 必要に応じ 1／3月	
3 衛生器具	便器フラッシュバルブ点検 水石鹼容器点検	1／3月 1／3月	
4 照明設備	照明器具の球切れ交換(高所のみ) 屋外照明点灯消灯時刻の設定	隨時 適時	
5 受変電設備	メーター記録 外観点検	2／月 2／月	
6 消防用設備	自動火災報知設備外観点検 消火器外観点検 防火扉外観点検 非常照明・誘導灯バッテリー点検	1／3月 1／3月 1／3月 1／3月	
7 モーター	異音の有無 電流測定 低圧回路メガーテスト	1／月 1／月 1／年	

電氣機械主要設備一覽表

茨木市

1 市庁舎本館

1 電気設備

(1) キュービクル形受変電設備

①引込盤	1面	取引用変成器、避雷器	8.4KV×3台
②受電盤	1面	真空遮断器	(7.2KV600A) ×1台
③饋電盤(1)	1面	真空遮断器	(7.2KV400A) ×1台
④饋電盤(2)	1面	真空遮断器	(7.2KV400A) ×2台
⑤切替盤	1面	真空双投負荷開閉器	(7.2KV400A) ×1台
		真空遮断器	(7.2KV400A) ×1台
⑥発電機連絡盤	1面	真空遮断器	(7.2KV400A) ×1台
⑦コンデンサ盤	4面	真空負荷開閉器、直列リアクトル 進相コンデンサ×4 (115KVar)	
⑧低圧動力盤	3面	トランス 6.6KV/210V 300KVA×2基 100KVA×1基 LBS7.2KV200A×3台 トランス 6.6KV/210V 200KVA×1基 LBS7.2KV200A×1台	
⑨低圧電灯盤	3面	トランス 6.6KV/210V・150V 150KVA×3基 LBS7.2KV200A×3台	
⑩発電機動力盤	1面	トランス 6.6KV/210V 200KVA×1基 LBS7.2KV200A×1台	
⑪発電機電灯盤	1面	スコットトランス 6.6KV/210V・150V 150KVA×1基 LBS7.2KV200A×1台	

(2) 蓄電池設備

①直流盤	1面
②蓄電池	1組 HSE-300AH/10HR
③UPS	1基

(3) 中央監視盤設備

①中央監視装置	1式
④発電機設備 (6NHL-STP)	6600V 500KVA 685PS以上

(5) 幹線設備

(6) 分岐回路設備

(7) 電灯設備

①蛍光灯

②白熱灯

③街路灯銀灯

(8) コンセント設備

(9) 放送設備	①アンプ一般用	②アンプ防災用	③スピーカー天井設備
(10) 時計設備			
(11) 表示器設備			
(12) インターホン・ブザー設備			
(13) テレビ共同聴視設備			
(14) 議場弱電設備			
(15) 火災報知器設備			
(16) 避雷針設備			
(17) 電動ブラインド設備			
(18) 防火扉設備			
(19) エレベーター監視設備			

2 空気調和設備

(1) 冷暖房用熱源設備

①ガス吸収式冷温水機 (AUW-180CGS) ×3台			
冷凍能力	544.3×10 ³ Kcal/H	加熱能力	455.4×10 ³ Kcal/H
冷水流量	1810 ℥/min	温水流量	1810 ℥/min

ガス消費量 (冷房) 49.1N口/H (暖房) 49.1N口/H 冷却水流量 3000 ℥/min

②同上冷却塔×3台

冷却能力	180 冷凍トン (990,000Kcal/H)		
入・出口水温	37.5°C~32°C	循環水量	3000 ℥/min

(2) 空気調和機設備

①1~3階 南系統(OAC-1)	風量 10700口/H		
冷温水コイル 8列 5.5Kw		1台	
②地階系統(OAC-2)	風量 8900口/H		
冷温水コイル 8列 5.5Kw		1台	
③4~5階系統(OAC-3)	風量 9000口/H		
冷温水コイル 8列 5.5Kw		1台	
④3~4階東系統(OAC-4)	風量 4400口/H		
冷温水コイル 8列 3.7Kw		1台	
⑤B1~6~7階北系統(OAC-5)	風量 8300口/H		
冷温水コイル 8列 5.5Kw		1台	
⑥1~3階北系統(OAC-6)	風量 9700口/H		
冷温水コイル 8列 5.5Kw		1台	
⑦玄関ホール系統(AG-1)	風量 10000口/H		
冷温水コイル 6列 5.5Kw		1台	

⑧ 4階議場系統(AC-2)	風量	22200口/H		
冷温水コイル 6列 15.0Kw			1台	
⑨ 5階東系統(AC-3)	風量	15300口/H		
冷温水コイル 6列 7.5Kw			1台	
(3) 給排気設備				
①地階系統給気ファン	25,308口/H × 35mAq ×	5.5Kw × 1台		
②発電機室給気ファン	20,000口/H × 20mAq ×	5.5Kw × 1台		
③地階系統排気ファン	19,260口/H × 35mAq ×	5.5Kw × 1台		
④B2階書庫系統排気ファン	3,600口/H × 30mAq ×	1.5Kw × 1台		
⑤地階駐車場排気ファン	7,500口/H × 60mAq ×	3.7Kw × 1台		
⑥ 4,5階議場周辺系統排気ファン	2,700口/H × 15mAq ×	1.5Kw × 1台		
⑦ 4,5階議場傍聴席系統排気ファン	450口/H × 20mAq ×	0.4Kw × 1台		
⑧中央便所系統排気ファン	2,800口/H × 25mAq ×	1.5Kw × 1台		
⑨中央湯沸室系統排気ファン	1,800口/H × 25mAq ×	0.75Kw × 1台		
⑩ 5階東諸室余剩系統排気ファン	5,600口/H × 30mAq ×	1.5Kw × 1台		
⑪北便所・湯沸室系統排気ファン	12,000口/H × 40mAq ×	5.5Kw × 1台		
⑫3-7階余剩系統排気ファン	8400口/H × 30mAq ×	3.7Kw × 1台		
⑬3,4階東系統排気ファン	3300口/H × 25mAq ×	0.75Kw × 1台		
⑭天井換気扇 低騒音型		一式		
⑮有圧換気扇		一式		
⑯空気清浄機 電気集塵方式天井セット型	処理風量 1080口/H	一式		
(4) 排煙設備	電動機: 7.5kw (GMF II-R 3φ200V)	一式		
(5) 冷温水ポンプ設備				
①冷温水1次ポンプ	1817 ℓ/min × 15m ×	7.5Kw × 3台		
②冷温水2次ポンプ	1817 ℓ/min × 32m ×	18.5Kw × 4台		
③冷却水ポンプ	3000 ℓ/min × 25m ×	18.5Kw × 3台		
(6) 空冷ヒートポンプ式エアコン設備				
①天井埋込カセット型(二方向吹)		一式		
②天井埋込カセット型(四方向吹)		一式		
③天井カセット型		一式		
④床置型		一式		
⑤壁掛ルームエアコン型		一式		
(7) ファンコイルユニット設備				
①天井埋込カセット型(二方向吹)		一式		
②床置型		一式		
(8) 全熱交換機				
①床置型		一式		
②天井埋込型		一式		
(9) 配管・ダクト設備		一式		

3 給排水衛生、消火設備

①給水関係

・受水槽	FRP 製	複合板 25口 2槽式	1基
・高架水槽	FRP 製	複合板 15口 1槽式	2基
・揚水ポンプ	揚水量	730 ℓ/min × 55m × 15Kw	2台

②汚水・雑排水関係

・汚水ポンプ	能力	100 ℓ/min × 24.4m × 5.5Kw	2台
・雑排水ポンプ	能力	100 ℓ/min × 24.4m × 5.5Kw	1台
・湧水ポンプ	能力	300 ℓ/min × 2.2Kw	1台
・"	能力	200 ℓ/min × 1.5Kw	1台

③発電機関係(冷却水槽用給水)

・冷却水槽用給水ポンプ	能力	275 ℓ/min × 0.75Kg/cm ²	1台
-------------	----	------------------------------------	----

④消火設備

・消火ポンプ	揚水量	450 ℓ/min × 15Kw	1台
・泡消火ポンプ	揚水量	1400 ℓ/min × 45Kw	1台
泡原液タンク	保有量	600ℓ	
連結送水口及び配管(泡)	泡ヘッド	感知ヘッド	
連結送水口及び配管			
屋内消火栓(1号)ノズルホース付	29箱		
・スプリンクラーポンプ	揚水量	900 ℓ/min × 15Kw	1台
スプリンクラーヘッド	一式、送水口(100A)及び配管、フート弁(100A)		
・貯水槽(スプリンクラーポンプ用)	水槽内容積	230口	1基
・貯水槽(消火ポンプ用)	FRP 単板 1槽式	16口	1基

2 市庁舎南館

1 電気設備

(1) キュービクル形受変電設備

①計器盤	2面	取引用変圧器	
②受電盤	2面	真空遮断器 (7.2KV600A)	×1台
③饋電盤 No.1	1面	真空遮断器 (7.2KV600A)	×2台
④饋電盤 No.2	1面	真空遮断器 (7.2KV600A)	×1台
⑤スクリュー式ヒートポンプ盤	1面	LBS (7.2KV200A)	×2台
⑥母線連絡盤	1面	真空遮断器 (7.2KV600A)	×1台
⑦発電機連絡盤	1面	真空遮断器 (7.2KV600A)	×1台
⑧コンデンサ盤	2面	真空遮断器 (7.2KV600A)	×1台
		真空負荷開閉器 (6.6KV200A)	×3台
		直列リアクトル (14.9Kvar)	×3台
		進相コンデンサ (115Kvar)	×3台
⑨床暖房盤	1面	トランス (6.6KV/210V 200KVA)	×1台
		LBS (7.2KV200A)	×1台
⑩電算機盤	1面	トランス (6.6KV/210V 200KVA)	×1台
		LBS (7.2KV200A)	×1台
⑪防災電灯盤	1面	スコットランス (6.6KV/210-105V 150KVA)	×1台
		LBS (7.2KV200A)	×1台
⑫防災動力盤	1面	トランス (6.6KV/210V 500KVA)	×1台
		LBS (7.2KV200A)	×1台
⑬一般動力盤	2面	トランス (6.6KV/210V 300KVA)	×2台
		LBS (7.2KV200A)	×1台
⑭一般電灯盤	3面	トランス (6.6KV/210-150V 200KVA)	×3台
		LBS (7.2KV200A)	×3台

(2) 高圧引込開閉器盤

2面	PGS (7.2KV400A)	×2台
	避電器 8.4KV	×2台

(3) 蓄電池設備

①直流電源装置	1面	
②蓄電池	1組	M S E X-300AH/10HR
③UPS	1基	150KVA

(4) 発電機設備 (S6R-PTK)

6.6KV 625KVA 60HZ 750ps

(5) 幹線設備

(6) 電灯設備

- ①蛍光灯
- ②白熱灯
- ③街路水銀灯

(7) 放送設備

(8) 電話設備

(9) インターホン設備

(10) 時計設備

(11) 表示設備

(12) テレビ共同聴視設備

(13) 防災設備

(14) 電気錶設備

(15) 避雷針設備

(16) 視聴覚システム設備

(17) 車路管制設備

(18) 照明調光設備

(19) 照明制御設備

2 空調設備

(1) 空気熱源スクリュー・ヒートポンプチラー

型 式 セパレート型 150RT 防振 A 機器 COMP 6,600V 180KW R 1台
 冷房能力 453,600Kcal/H 補機 3φ-200V 2.2KW L
 暖房能力 375,000Kcal/H
 冷水 量 1,512ℓ/min 冷媒管(往) 100m (還) 100m 動力盤・制御盤共
 屋外設置: 低騒音型空気熱交換器 防振 A 機器 FAN 3φ-200V 30KW L 1台
 温度条件: 冷水 12°C → 7°C, 温水 43°C → 48°C

(2) 空気熱源スクリュー・冷凍機・氷蓄熱仕様

型 式 熱回収セパレート型 100RT 防振 A 機器 COMP 6,600V 132KW R 1台
 冷凍能力 302,400Kcal/H 補機 3φ-200V 6.8KW L
 暖房能力 240,000Kcal/H
 冷水 量 1,008ℓ/min 冷媒管(往) 130m (還) 130m 動力盤・制御盤共
 屋外設置: 低騒音型空気熱交換器 防振 A 機器 FAN 3φ-200V 20.4KW L 1台
 温度条件: 冷水 12°C → 7°C, 温水 43°C → 48°C

(3) 氷蓄熱槽

FRP 製 サンドイッチパネル型 700 USRT-H 1台

(4) 年間冷房型空冷チラー

型 式 空冷型スクリュー・チラー 40HP 防振 A 機器 COMP 3φ-200V 30KW S 1台
 冷凍能力 101,480Kcal/H 冷水 量 354ℓ/min FAN 0.55 × 4KW L

(5) 冷温水蓄熱槽 1次ポンプ (RR-1 用)

型 式 片吸込渦巻ポンプ メニカル・シール 防振 A 3φ-200V 7.5KW S 1台
 能 力 100 80φ × 1,512ℓ/min 18mAq

(6) 冷温水蓄熱槽 1次ポンプ (RR-2 用)

型 式 片吸込渦巻ポンプ メニカル・シール 防振 A 3φ-200V 5.5KW L 1台
 能 力 100 80φ × 1,008ℓ/min 17mAq

(7) 電算室系冷水 1次ポンプ

型 式 片吸込渦巻ポンプ メニカル・シール 防振 A 3φ-200V 2.2KW L 1台
 能 力 65 50φ 354ℓ/min 15mAq

(8) 一般系統温水蓄熱槽 (2次ポンプ) 放熱

型 式 片吸込渦巻ポンプ メニカル・シール 防振 A 3φ-200V 7.5KW S 3台
 能 力 100 80φ 1,107ℓ/min 35mAq 背圧 6 kg f/c口

(9) 電算室系冷水空調機側 2次ポンプ

型 式 片吸込渦巻ポンプ メニカル・シール 防振 A 3φ-200V 1.5KW L 2台
 能 力 65 50φ 312ℓ/min 13mAq 背圧 6 kg f/c口

(10) 一般系統温水蓄熱槽 (2次ポンプ) 放熱

型 式 片吸込渦巻ポンプ メニカル・シール 防振 A 3φ-200V 11KW S 1台
 能 力 125 100φ 2,514ℓ/min 17mAq

(11) 一般系温水空調機側 1次ポンプ

型 式 片吸込渦巻ポンプ メニカル・シール 防振 A 3φ-200V 7.5KW S 1台
 能 力 125 100φ 2,514ℓ/min 11mAq 背圧 6 kg f/c口

(12) 一般系冷水蓄熱槽

型 式 片吸込渦巻ポンプ メニカル・シール 防振 A 3φ-200V 22KW S 1台
 能 力 150 125φ 3,788ℓ/min 22mAq

(13) 電算室系冷水蓄熱槽 2次ポンプ

型 式 片吸込渦巻ポンプ メニカル・シール 防振 A 3φ-200V 2.2KW L 1台
 能 力 80 65φ 312ℓ/min 12mAq 背圧 6 kg f/c口

(14) 一般系冷水空調機側 1次ポンプ

型 式 片吸込渦巻ポンプ メニカル・シール 防振 A 3φ-200V 18.5KW S 1台
 能 力 150 125φ 3,788ℓ/min 18mAq 背圧 6 kg f/c口

(15) 電算室系冷水空調機側 1次ポンプ

型 式 片吸込渦巻ポンプ メニカル・シール 防振 A 3φ-200V 1.5KW L 1台
 能 力 65 50φ 312ℓ/min 6mAq 背圧 6 kg f/c口

(16) 热交換器 (水・水) 一般系統冷水用 [HE-1]

型 式 プレート式熱交換器 SUS316 製 1台
 交換熱量 1,136,400 Kcal/H
 冷水量 1次 3,788ℓ/min 入口 7°C 出口 12°C
 冷水量 2次 3,788ℓ/min 入口 13°C 出口 8°C

(17) 热交換器 (水・水) 一般系統温水用 [HE-2]

型 式 プレート式熱交換器 SUS316 製 1台
 交換熱量 754,200 Kcal/H
 温水量 1次 2,514ℓ/min 入口 47°C 出口 42°C
 温水量 2次 2,514ℓ/min 入口 41°C 出口 46°C

(18) 热交換器 (水・水) 電算室系統冷水用 [HE-3]

型 式 プレート式熱交換器 SUS316 製 1台
 交換熱量 140,100 Kcal/H

温水量 1次 467口/min 入口 1.5°C 出口 6.5°C

温水量 2次 467口/min 入口 13°C 出口 8°C

(19) 水処理装置 [MS-1]

型 式 全自動上向流急速濾過機 3φ-200V 0.8KW 1台

本体寸法 600φ × 1,386H

濾過材 粒状浮上濾材 φ1.1 mm

(20) 冷温水ヘッダ(往) [HCHS- -1]

材 質 鋼管製 SGP耐圧 10K 1台

外形寸法 3,100口 300φ 溶融亜鉛メッキ タッピング 13個付

(21) 冷温水ヘッダ(還) [HCHS- -2]

材 質 鋼管製 SGP耐圧 10K 1台

外形寸法 3,100口 300φ 溶融亜鉛メッキ タッピング 13個付

(22) 冷温水ヘッダ(往) [HCHR- -1]

材 質 鋼管製 SGP耐圧 10K 1台

外形寸法 2,500口 300φ 溶融亜鉛メッキ タッピング 11個付

(23) 冷温水ヘッダ(還) [HCHR- -2]

材 質 鋼管製 SGP耐圧 10K 1台

外形寸法 2,500口 300φ 溶融亜鉛メッキ タッピング 11個付

(24) 冷温水ヘッダ(往) [HCS - -1]

材 質 鋼管製 SGP耐圧 10K 1台

外形寸法 2,300口 300φ 溶融亜鉛メッキ タッピング 11個付

(25) 冷温水ヘッダ(還) [HCS - -2]

材 質 鋼管製 SGP耐圧 10K 1台

外形寸法 1,800口 300φ 溶融亜鉛メッキ タッピング 12個付

(26) 膨張タンク(冷温水用) [TE - -1]

型 式 開放型 1台

材 質 SUS304製 容 量 0.5口 架台 550H

外形寸法 1,200 × 1,200 × 1,000H マンホール付

(27) 膨張タンク(冷水用) [TE - -2]

型 式 開放型 1台

材 質 SUS304製 容 量 0.1口 架台 550H

外形寸法 500 × 500 × 600H マンホール付

(28) 膨張タンク(冷水用 RR3) [TE - -3]

型 式 開放型 1台

材 質 SUS304製 容 量 0.1口 架台 250H

外形寸法 500 × 500 × 500H マンホール付

(29) 空調機(1Fインテリア系統) [ACU 1-1]

全熱交換器組込コンパクト型 防振 A SF 3φ-200V 7.5KW L 1台

冷房能力 57,400Kcal/H RF 5.5KW

冷水量 191口/min △T=5°C

暖房能力 46,800Kcal/H

温水量 156口/min △T=5°C

送風量 11,000CMH 外気量 3,240CMH

機外静圧 35+30 mm Aq 還気量 9,750CMH

中性能フィルター NBS 65% 水加湿器 9.3 kg/H 全熱交換器 静止型

(30) 空調機(1Fエントランスホール系統) [ACU 1-2]

全熱交換器組込コンパクト型 A SF 3φ-200V 3.7KW L 1台

冷房能力 27,700Kcal/H RF 3.7KW

冷水量 92口/min △T=5°C

暖房能力 31,200Kcal/H

温水量 104口/min △T=5°C

送風量 7,700CMH 外気量 750CMH

機外静圧 35+40 mm Aq 還気量 7,500CMH

中性能フィルター NBS 65% 水加湿器 2.2 kg/H 全熱交換器 静止型

(31) 空調機(2Fインテリア系統) [ACU 2]

全熱交換器組込コンパクト型 A SF 3φ-200V 11KW L 1台

冷房能力 68,700Kcal/H RF 5.5KW

冷水量 229口/min △T=5°C

暖房能力 24,800Kcal/H

温水量 83口/min △T=5°C

送風量 10,700CMH 外気量 4,770CMH

機外静圧 35+30 mm Aq 還気量 9,450CMH

中性能フィルター NBS 65% 水加湿器 13.7 kg/H 全熱交換器 静止型

(32) 空調機(3Fインテリア系統) [ACU 3]

全熱交換器組込コンパクト型 A SF 3φ-200V 11KW L 1台

冷房能力 78,300Kcal/H RF 5.5KW

冷水量 261口/min △T=5°C

暖房能力 36,800Kcal/H

温水量 123口/min △T=5°C

送風量 10,900CMH 外気量 6,300CMH

機外静圧 35+30 mm Aq 還気量 9,800CMH

中性能フィルター NBS 65% 水加湿器 18.1 kg/H 全熱交換器 静止型

(33) 空調機(4Fインテリア系統) [ACU 4]

全熱交換器組込コンパクト型 A SF 3φ-200V 11KW L 1台

冷房能力 73,500Kcal/H RF 5.5KW

冷水量 245口/min △T=5°C

暖房能力 24,700Kcal/H

温水量 82口/min △T=5°C

送風量 10,200CMH 外気量 5,040CMH
 機外静圧 35+30 mm Aq 還気量 10,200CMH
 中性能フィルター NBS 65% 水加湿器 14.5 kg/H 全熱交換器 静止型

(34) 空調機 (5F インテリア系統) [ACU 5]
 全熱交換器組込コンパクト型 A SF 3φ- 200V 11KW L 1台
 冷房能力 73,500Kcal/H RF 5.5KW
 冷水量 245ℓ/min ΔT=5°C
 暖房能力 24,700Kcal/H
 温水量 82ℓ/min ΔT=5°C
 送風量 10,100CMH 外気量 4,770CMH
 機外静圧 35+30 mm Aq 還気量 18,100CMH
 中性能フィルター NBS 65% 水加湿器 14.5 kg/H 全熱交換器 静止型

(35) 空調機 (6F インテリア系統) [ACU 6]
 全熱交換器組込コンパクト型 A SF 3φ- 200V 11KW L 1台
 冷房能力 73,900Kcal/H RF 5.5KW
 冷水量 246ℓ/min ΔT=5°C
 暖房能力 32,100Kcal/H
 温水量 107ℓ/min ΔT=5°C
 送風量 11,000CMH 外気量 5,370CMH
 機外静圧 50+40 mm Aq 還気量 9,900CMH
 中性能フィルター NBS 65% 水加湿器 15.4 kg/H 全熱交換器 静止型

(36) 空調機 (7F 電算室系統) [ACU 7-1]
 開放型床吹出タイプ A SF 3φ- 200V 5.5KW L 5台
 冷房能力 22,500Kcal/H
 冷水量 75ℓ/min ΔT=5°C
 送風量 12,500CMH 還気量 12,500CMH
 機外静圧 15 mm Aq 中性能フィルター

(37) 空調機 (7F 事務室系統) [ACU 7-2]
 コンパクトタイプ床吹出型 A SF 3φ- 200V 3.7KW L 1台
 冷房能力 21,115Kcal/H 冷水量 70.4ℓ/min ΔT=5°C
 暖房能力 21,115Kcal/H 温水量 70.4ℓ/min ΔT=5°C
 送風量 8,550CMH 外気量 690CMH
 機外静圧 20 mm Aq 還気量 7,860CMH
 中性能フィルター NBS 65% 水加湿器 8.9 kg/H

(38) 空調機 (7F デバック室系統) [ACU 7-3]
 コンパクトタイプ床吹出型 A SF 3φ- 200V 5.5KW L 1台
 冷房能力 12,270Kcal/H 冷水量 40.9ℓ/min ΔT=5°C
 暖房能力 12,270Kcal/H 温水量 40.9ℓ/min ΔT=5°C
 送風量 4,850CMH 外気量 690CMH
 機外静圧 15 mm Aq 還気量 4,180CMH

中性能フィルター NBS 65% 水加湿器 6.2 kg/H
 (39) 空調機 (8F 市民ふれあいサロン系統) [ACU 8-1]
 全熱交換器組込コンパクト型 A SF 3φ- 200V 3.7KW L 1台
 冷房能力 47,700Kcal/H RF 3.7KW
 冷水量 159ℓ/min ΔT=5°C
 暖房能力 21,300Kcal/H
 温水量 71ℓ/min ΔT=5°C
 送風量 7,900CMH 外気量 3,120CMH
 機外静圧 50+40 mm Aq 還気量 5,780CMH
 中性能フィルター NBS 65% 水加湿器 9.1 kg/H 全熱交換器 静止型

(40) 空調機 (8F 会議室西系統) [ACU 8-2]
 コンパクト型 A SF 3φ- 200V 1.5KW L 1台
 冷房能力 22,900Kcal/H 冷水量 76ℓ/min ΔT=5°C
 暖房能力 15,700Kcal/H 温水量 52ℓ/min ΔT=5°C
 送風量 2,100CMH 外気量 1,530CMH
 機外静圧 15 mm Aq 還気量 570CMH
 中性能フィルター NBS 65% 水加湿器 8.8 kg/H

(41) 空調機 (8F 会議室東系統) [ACU 8-3]
 コンパクト型 A SF 3φ- 200V 1.5KW L 1台
 冷房能力 16,300Kcal/H 冷水量 54ℓ/min ΔT=5°C
 暖房能力 11,200Kcal/H
 送風量 1,400CMH 外気量 1,140CMH
 機外静圧 20 mm Aq 還気量 260CMH
 中性能フィルター NBS 65% 水加湿器 6.5 kg/H

(42) 空調機 (9F インテリア系統) [ACU 9]
 ファン組込コンパクト型 A SF 3φ- 200V 5.5KW L 1台
 冷房能力 84,000Kcal/H RF 3.7KW
 冷水量 280ℓ/min ΔT=5°C
 暖房能力 74,000Kcal/H
 温水量 247ℓ/min ΔT=5°C
 送風量 7,200CMH 外気量 7,200CMH
 機外静圧 20+20 mm Aq
 中性能フィルター NBS 65% 水加湿器 45.0 kg/H

(43) 空調機 (10F ロビー系統) [ACU 10-1]
 コンパクト型 A SF 3φ- 200V 1.5KW L 1台
 冷房能力 22,500Kcal/H 冷水量 75ℓ/min ΔT=5°C
 暖房能力 20,900Kcal/H 温水量 70ℓ/min ΔT=5°C
 送風量 2,800CMH 外気量 1,350CMH
 機外静圧 40 mm Aq 還気量 1,450CMH
 中性能フィルター NBS 65% 水加湿器 7.7 kg/H

(44) 空調機 (10F 会議室) [ACU 10-2]
 全熱交換器組込型 A SF 3φ- 200V 15KW L 1台
 冷房能力 123,400Kcal/H RF 11KW
 冷水量 411.3ℓ/min ΔT=5°C
 暖房能力 79,200Kcal/H

温水量	264ℓ/min	△T=5°C	水 量	12.0ℓ/min	送風量	480CMH
送風量	16,900CMH	外気量	8,680CMH	(53) ファンコイルユニット	[FCU-4]	
機外静圧	40+50 mm Ag	還気量	8,220CMH	型 式	天井インペイダクト型 #400 B FAN 1φ-100V 85W	3 4 台
中性能フィルター	NBS 65%	全熱交換器	3φ- 200V 0.2KW	冷房能力	(SH) 1,980Kcal/H (TH) 2,370Kcal/H	
(45) ファンコイルユニット	[FCC-2A]		暖房能力	4,080Kcal/H		
型 式	天井カセット 1方向吹出型 #200 B FAN 1φ-100V 65W	9 6 台	水 量	15.0ℓ/min	送風量	640CMH
冷房能力	(SH) 1,020Kcal/H (TH) 1,310Kcal/H		(54) ファンコイルユニット	[FCU-6]		
暖房能力	1,930Kcal/H		型 式	天井インペイダクト型 #600 B FAN 1φ-100V 130W	3 2 台	
水 量	6.0ℓ/min	送風量	320CMH	冷房能力	(SH) 2,970Kcal/H (TH) 3,390Kcal/H	
(46) ファンコイルユニット	[FCC-2B]		暖房能力	6,110Kcal/H		
型 式	天井カセット 2方向吹出型 #200 B FAN 1φ-100V 65W	6 台	水 量	18.0ℓ/min	送風量	960CMH
冷房能力	(SH) 1,020Kcal/H (TH) 1,210Kcal/H		(55) ファンコイルユニット	[FCU-8]		
暖房能力	1,930Kcal/H		型 式	天井インペイダクト型 #800 B FAN 1φ-100V 250W	4 台	
水 量	6.0ℓ/min	送風量	320CMH	冷房能力	(SH) 4,780Kcal/H (TH) 4,290Kcal/H	
(47) ファンコイルユニット	[FCC-3A]		暖房能力	6,430Kcal/H		
型 式	天井カセット 1方向吹出型 #300 B FAN 1φ-100V 80W	1 8 台	水 量	30.0ℓ/min	送風量	1280CMH
冷房能力	(SH) 1,520Kcal/H (TH) 1,820Kcal/H		(56) ファンコイルユニット	[FCB-2]		
暖房能力	2,880Kcal/H		型 式	天井ビルトイン型 #200 B FAN 1φ-100V 46W	2 台	
水 量	12.0ℓ/min	送風量	480CMH	冷房能力	(SH) 960Kcal/H (TH) 1,080Kcal/H	
(48) ファンコイルユニット	[FCC-3B]		暖房能力	1,930Kcal/H		
型 式	天井カセット 2方向吹出型 #300 B FAN 1φ-100V 80W	4 台	水 量	6.0ℓ/min	送風量	320CMH
冷房能力	(SH) 1,520Kcal/H (TH) 1,820Kcal/H		(57) ファンコイルユニット	[FCB-3]		
暖房能力	2,880Kcal/H		型 式	天井ビルトイン型 #300 B FAN 1φ-100V 80W	1 1 台	
水 量	12.0ℓ/min	送風量	480CMH	冷房能力	(SH) 1,480Kcal/H (TH) 1,740Kcal/H	
(49) ファンコイルユニット	[FCC-4]		暖房能力	2,880Kcal/H		
型 式	天井カセット 1方向吹出型 #400 B FAN 1φ-100V 85W	2 2 台	水 量	12.0ℓ/min	送風量	480CMH
冷房能力	(SH) 2,130Kcal/H (TH) 2,490Kcal/H		(58) 空冷ヒートポンプパッケージ (B1F 中央監視室) [ACP-1]			
暖房能力	3,830Kcal/H		型 式	2方向天井カセット型 FAN 1φ-200V 0.10KW	1 台	
水 量	15.0ℓ/min	送風量	960CMH	冷房能力	3,550Kcal/H 冷媒配管ガス 12.70φ	
(50) ファンコイルユニット	[FCC-6]		暖房能力	4,400Kcal/H 液 6.35φ		
型 式	天井カセット 1方向吹出型 #600 B FAN 1φ-100V 130W	2 0 台	加湿器	自然蒸発式 0.6ℓ/H		
冷房能力	(SH) 3,050Kcal/H (TH) 3,450Kcal/H		(59) 空冷ヒートポンプパッケージ (B1F 清掃員控室) [ACP-2]			
暖房能力	5,760Kcal/H		型 式	2方向天井カセット型 FAN 1φ-200V 0.10KW	2 台	
水 量	18.0ℓ/min	送風量	960CMH	冷房能力	3,550Kcal/H 冷媒配管ガス 12.70φ	
(51) ファンコイルユニット	[FCC-8]		暖房能力	4,400Kcal/H 液 6.35φ		
型 式	天井カセット 1方向吹出型 #800 B FAN 1φ-100V 180W	2 台	加湿器	自然蒸発式 0.6ℓ/H		
冷房能力	(SH) 4,120Kcal/H (TH) 4,640Kcal/H		(60) 空冷ヒートポンプパッケージ (B1FE Vホール) [ACP-3]			
暖房能力	7,670Kcal/H		型 式	2方向天井カセット型 FAN 1φ-200V 0.10KW	1 台	
水 量	22.0ℓ/min	送風量	1,280CMH	冷房能力	3,550Kcal/H 冷媒配管ガス 12.70φ	
(52) ファンコイルユニット	[FCU-3]					
型 式	天井インペイダクト型 #300 B FAN 1φ-100V 80W	2 2 台				
冷房能力	(SH) 1,480Kcal/H (TH) 1,740Kcal/H					
暖房能力	3,050Kcal/H					

暖房能力	4,400Kcal/H	液	6.35φ
加湿器	自然蒸発式 0.6□/H		
(61) 空冷ヒートポンプパッケージ (B1F 職員休憩室)	[ACP-4-1]		
型 式	2方向天井カセット型	B FAN 1φ-200V 0.10KW	1台
冷房能力	3,550Kcal/H	冷媒配管ガス	12.70φ
暖房能力	4,400Kcal/H	液	6.35φ
加湿器	自然蒸発式 0.6□/H		
(62) 空冷ヒートポンプパッケージ (B1F 職員休憩室)	[ACP-4-2]		
型 式	壁掛型	無 FAN 1φ-200V 0.12KW	1台
冷房能力	3,550Kcal/H	冷媒配管ガス	12.70φ
暖房能力	4,400Kcal/H	液	6.35φ
加湿器	自然蒸発式 0.6□/H		
(63) 空冷ヒートポンプパッケージ室外機	[ACP-4-1・4-2]		1台
冷房能力	20,000Kcal/H	C COMP 3.0+3.0	
暖房能力	22,000Kcal/H	FAN 0.15×2	
消費電力	9.05KW		
冷媒配管	ガス 22.2φ 液 12.7φ		
(64) 空冷ヒートポンプパッケージ (7F データエントリー室)	[ACP-6]		
型 式	2方向天井カセット型	FAN 1φ- 200V 0.10KW	1台
冷房能力	3,550Kcal/H	冷媒配管 ガス 12.70φ	
暖房能力	4,400Kcal/H	液 6.35φ	
加湿器	自然蒸発式 0.6□/H		
消費電力	1.56KW	室外機 C COMP 1φ-200V 1.1KW	FAN 0.06KW
(65) 空冷冷専パッケージ (B2F UPS 室)	[ACP-5]		
型 式	年間冷房壁掛型	FAN 0.23KW	2台
冷房能力	10,000Kcal/H	冷媒配管 ガス 19.05φ	
消費電力	9.04KW	FAN 0.06KW 液 9.53φ	
	室外機 C COMP 3φ- 200V 5.5KW		
	FAN 1φ- 200V 0.6KW		
(66) 空冷ヒートポンプパッケージ (市民相談室事務室)	[ACP-7-1・7-2]		
型 式	壁掛型	無 FAN 3φ-200V 0.037KW	2台
冷房能力	6,085Kcal/H	冷媒配管ガス	15.9φ
暖房能力	6,856Kcal/H	液	9.5φ
(67) 空冷ヒートポンプパッケージ室外機	[ACP-7]		1台
冷房能力	20,000Kcal/H	C COMP 2.4	
暖房能力	22,000Kcal/H	FAN 0.16×2	
消費電力	9.05KW		
冷媒配管	ガス 19.1φ 液 9.5φ		
(68) 空冷ヒートポンプパッケージ (市民相談室法律相談室)	[ACP-8-1・8-2・8-3]		

型 式	壁掛型	無 FAN 1φ-200V 0.017KW	3台
冷房能力	1,885Kcal/H×1台	2,400Kcal/H×2台	冷媒配管 ガス 9.5φ
暖房能力	2,605Kcal/H×1台	3,308Kcal/H×2台	液 6.35φ
(69) 空冷ヒートポンプパッケージ室外機	[ACP-8]	1台	
冷房能力	20,000Kcal/H	C COMP 1.7	
暖房能力	22,000Kcal/H	FAN 0.039KW	
消費電力	9.05KW		
冷媒配管	ガス 6.35φ 液 12.7φ		
(70) 空冷ヒートポンプパッケージ (1F 交流コーナー)	[ACP-9-1・9-2・9-3]		
型 式	4方向天井カセット型	無 FAN 3φ-200V 0.056KW	6台
冷房能力	4,285Kcal/H	冷媒配管ガス	12.70φ
暖房能力	4,799Kcal/H	液	6.35φ
(71) 空冷ヒートポンプパッケージ室外機	[ACP-9]	3台	
冷房能力	20,000Kcal/H	C COMP 2.3	
暖房能力	22,000Kcal/H	FAN 0.07×1	
消費電力	9.05KW		
冷媒配管	ガス 22.2φ 液 12.7φ		
(72) 空冷ヒートポンプパッケージ (7F マシン室)	[ACP-10-1・10-2・10-3]		
型 式	自立型	無 FAN 3φ-200V 0.115KW	3台
冷房能力	11,998Kcal/H	冷媒配管ガス	15.90φ
暖房能力	13,712Kcal/H	液	9.50φ
(73) 空冷ヒートポンプパッケージ室外機	[ACP-10]	3台	
冷房能力	20,000Kcal/H	C COMP 2.9	
暖房能力	22,000Kcal/H	FAN (0.07+0.07)	
消費電力	9.05KW		
冷媒配管	ガス 15.9φ 液 9.5φ		
(74) 全熱交換器ユニット (B1F 職員休憩室)	[HEX-1]		
型 式	静止型 天井インペイ型	1φ-100V 0.235KW L	1台
処理風量	450CMH	静 圧	10 mm Aq
(75) 全熱交換器ユニット (B1F 中央監視室、帳票保管室)	[HEX-2]		
型 式	静止型 天井インペイ型	1φ-100V 0.155KW L	2台
処理風量	240CMH	静 圧	10 mm Aq
(76) 全熱交換器ユニット (7F 電話交換室)	[HEX-3]		
型 式	静止型 天井インペイ型	1φ-100V 0.177KW L	1台
処理風量	180CMH	静 圧	10 mm Aq
(77) 全熱交換器ユニット (B1F 清掃員控室、9F 更衣休憩室)	[HEX-4]		
型 式	静止型 天井インペイ型	1φ-100V 0.09KW L	2台
処理風量	120CMH	静 圧	10 mm Aq
(78) 全熱交換器ユニット (7F リフレッシュルーム、オーレート準備室、9F 廉食室前、10F 放送室)	[HEX-5]		

型式	静止型 天井インペイ型	1φ-100V 0.09KW L	4台	型式	ラインファン	#3 天吊型	B 3φ- 200V 0.3KW L	10台
処理風量	60CMH	静 壓	10 mm Aq	送風量	650CMH	静 壓	10 mm Aq	
(79) 全熱交換器ユニット (7F 第1,2電子計算室、データ保管室) [HEX-6]				(92) 給気送風機 (B1F 倉庫)	[FS-8]			
型式	静止型 床置露出型	1φ-100V 0.235KW L	1台	型式	片吸込シロッコファン	#1 天吊型	B 3φ- 200V 0.2KW L	1台
処理風量	420CMH	静 壓	10 mm Aq	送風量	450CMH	静 壓	10 mm Aq	
(80) 定風量ユニット [CAV-1]				(93) 給気送風機 (9F 廉房)	[FS-9]			
型式	定風量全閉式 消音BOX付	AC24V 0.011KW	3台	型式	片吸込シロッコファン	#3 床置型	B 3φ- 200V 3.7KW L	1台
最大風量	200CMH			送風量	10,400CMH	静 壓	40 mm Aq	
(81) 定風量ユニット [CAV-2]				(94) 給気送風機 (B2F 倉庫)	[FS-10]			
型式	定風量全閉式 消音BOX付	AC24V 0.011KW	4台	型式	片吸込シロッコファン	#1 天吊型	B 3φ- 200V 0.4KW L	1台
最大風量	500CMH			送風量	700CMH	静 壓	40 mm Aq	
(82) 定風量ユニット [CAV-2]				(95) 給気送風機 (B1F 職員休憩室)	[FS-11]			
型式	定風量全閉式 消音BOX付	AC24V 0.011KW	2台	型式	片吸込シロッコファン	#1 天吊型	B 3φ- 200V 0.2KW L	1台
最大風量	1,500CMH			送風量	450CMH	静 壓	25 mm Aq	
(83) 定風量ユニット [CAV-2]				(96) 給気送風機 (EV 機械室)	[FS-12]			
型式	定風量全閉式 消音BOX付	AC24V 0.011KW	2台	型式	有圧機 超騒音型	350φ	3φ-200V 0.186KW L	1台 RF
最大風量	6,800CMH			送風量	2,500CMH	静 壓	5 mm Aq	
(84) 給気送風機 (B2F 電気室) [FS-1]				(97) 給気送風機 (EV 機械室)	[FS-13]			
型式	片吸込シロッコファン	#4 天吊型 A 3φ- 200V 5.5KW L	1台	型式	有圧機 超騒音型	600φ	3φ-200V 0.563KW L	1台 RF
送風量	18,000CMH	静 壓	35 mm Aq	送風量	8,000CMH	静 壓	5 mm Aq	
(85) 給気送風機 (B2F 発電機室) [FS-2]				(98) 排気送風機 (B2F 電気室) [FE-1]				
型式	片吸込シロッコファン	#4 天吊型 A 3φ- 200V 11KW L	1台	型式	片吸込シロッコファン	#4 天吊型 A 3φ-200V 5.5KW L	1台	
送風量	21,000CMH	静 壓	35 mm Aq	送風量	18,000CMH	静 壓	35 mm Aq	
(86) 給気送風機 (B2F 機械室) [FS-3]				(99) 排気送風機 (B1F 駐車場) [FE-2]				
型式	片吸込シロッコファン	#3 1/2 天吊型 A 3φ- 200V 7.5KW L	1台	型式	片吸込シロッコファン	#4 天吊型 A 3φ-200V 7.5KW L	1台	
送風量	16,100CMH	静 壓	30 mm Aq	送風量	28,000CMH	静 壓	40 mm Aq	
(87) 給気送風機 (7F 後処理室) [FS-4]				(100) 排気送風機 (B2F 発電機室) [FE-3]				
型式	ラインファン	#2 天吊型 B 1φ- 100V 0.15KW L	1台	型式	片吸込シロッコファン	#4 天吊型 A 3φ-200V 5.5KW L	1台	
送風量	1,100CMH	静 壓	10 mm Aq	送風量	18,500CMH	静 壓	30 mm Aq	
(88) 給気送風機 (B2F 消火ポンプ) [FS-5-1]				(101) 排気送風機 (B2F 機械室) [FE-4]				
型式	片吸込シロッコファン	#1 天吊型 B 3φ- 200V 0.75KW L	1台	型式	片吸込シロッコファン	#3 1/2 天吊型 A 3φ-200V 7.5KW L	1台	
送風量	1,000CMH	静 壓	30 mm Aq	送風量	16,100CMH	静 壓	30 mm Aq	
(89) 給気送風機 (B2F UPS) [FS-5-2]				(102) 排気送風機 (9F 廉房) [FE-5]				
型式	片吸込シロッコファン	#1 天吊型 B 3φ- 200V 0.75KW L	1台	型式	片吸込シロッコファン	#3 床置型 A 3φ-200V 3.7KW L	1台	
送風量	1,000CMH	静 壓	30 mm Aq	送風量	13,000CMH	静 壓	40 mm Aq	
(90) 給気送風機 (B2F 002 ボンベ庫) [FS-6]				(103) 排気送風機 (10F 機械室) [FE-7]				
型式	片吸込シロッコファン	#1 天吊型 B 3φ- 200V 0.75KW L	1台	型式	軸流ファン	#3 天吊型 B 3φ-200V 0.15KW L	1台	
送風量	650CMH	静 壓	40 mm Aq	送風量	650CMH	静 壓	10 mm Aq	
(91) 給気送風機 (1~9F 空調機械室) [FS-7]				(104) 排気送風機 (7F 後処理室) [FE-8]				

型式	軸流ファン	#2 天吊型 B 1φ-100V 0.08KW L	1台	型式	ラインファン	#1 天吊型 B 3φ-200V 0.3KW L	1台
送風量	1,100CMH	静圧 10 mm Aq		送風量	4200CMH	静圧 10 mm Aq	
(105) 排気送風機 (B2F 消火ポンプ)	[FE-9-1]			(118) 排気送風機 (8F 会議室西)	[FE-21]		
型式	片吸込シロッコファン	#1 天吊型 B 3φ-200V 0.75KW L	1台	型式	ラインファン	#1 1/2 天吊型 B 3φ-200V 0.3KW L	1台
送風量	1,000CMH	静圧 35 mm Aq		送風量	1,530CMH	静圧 15 mm Aq	
(106) 排気送風機 (B2F UPS)	[FE-9-2]			(119) 排気送風機 (8F 会議室東)	[FE-22]		
型式	片吸込シロッコファン	#1 天吊型 B 3φ-200V 0.75KW L	1台	型式	ラインファン	#3 1/2 天吊型 B 3φ-200V 0.3KW L	1台
送風量	1,000(CMH)	静圧 35 mm Aq		送風量	1,140CMH	静圧 15 mm Aq	
(107) 排気送風機 (1~8F 給湯室)	[FE-10]			(120) 排気送風機 (B2F 倉庫)	[FE-23]		
型式	消音ボックス付ラインファン	天吊型 B 3φ-100V 0.3KW L	8台	型式	片吸込シロッコファン	#1 床置型 B 3φ-200V 0.4KW L	1台
送風量	800CMH	静圧 10 mm Aq		送風量	7000CMH	静圧 30 mm Aq	
(108) 排気送風機 (B2F Co2 ボンベ庫)	[FE-11]			(121) 排気送風機 (10F 倉庫)	[FE-24]		
型式	片吸込シロッコファン	#1 天吊型 B 3φ-200V 0.4KW L	1台	型式	ラインファン	#1 天吊型 B 1φ-200V 0.08KW L	1台
送風量	650CMH	静圧 30 mm Aq		送風量	500CMH	静圧 10 mm Aq	
(109) 排気送風機 (1~9F 空調機械室)	[FE-12]			(122) 排気送風機 (B1F 職員休憩室)	[FE-25]		
型式	ラインファン	天吊型 B 3φ-200V 0.3KW L	9台	型式	片吸込シロッコファン	#1 天吊型 3φ-200V 0.2KW L	1台
送風量	6500CMH	静圧 10 mm Aq		送風量	4500CMH	静圧 15 mm Aq	
(110) 排気送風機 (10F 女子、男子 WC)	[FE-13]			(123) 排気送風機 (EV 機械室)	[FE-26]		
型式	消音ボックス付ラインファン	床置型 B 1φ-100V 0.4KW L	2台	型式	有圧機 低騒音型 350φ	3φ-200V 0.186KW L	1台
送風量	6000CMH	静圧 10 mm Aq		送風量	2,500CMH	静圧 5 mm Aq	
(111) 排気送風機 (1~9F WC)	[FE-14]			(124) 排気送風機 (EV 機械室)	[FE-27]		
型式	消音ボックス付ラインファン	天吊型 B 1φ-100V 0.3KW L	9台	型式	有圧機 低騒音型 600φ	3φ-200V 0.563KW L	1台
送風量	1,100CMH	静圧 10 mm Aq		送風量	8,000CMH	静圧 5 mm Aq	
(112) 排気送風機 (B1F 倉庫)	[FE-15]			(125) 排気送風機 (9F WC)	[FE-28]		
型式	片吸込シロッコファン	#1 天吊型 B 3φ-200V 0.2KW L	1台	型式	ラインファン	#1 床置型 B 1φ-100V 0.04KW L	1台
送風量	450CMH	静圧 10 mm Aq		送風量	450CMH	静圧 10 mm Aq	
(113) 排気送風機 (8F 倉庫)	[FE-16]			(126) 排気送風機 (10F 身障者 WC)	[FE-29]		
型式	ラインファン	天吊型 B 1φ-100V 0.2KW L	1台	型式	片吸込シロッコファン	#1 床置型 B 3φ-200V 0.2KW L	1台
送風量	4500CMH	静圧 10 mm Aq		送風量	150CMH	静圧 10 mm Aq	
(114) 排気送風機 (B1F 女子、男子 WC・1~3.6.8.9F 身障者 WC)	[FE-17]			(127) 排気送風機 (B2F EV ピット下)	[FE-30]		
型式	天吊型	1φ-100V 0.385KW L	6台	型式	ラインファン	#1 床置型 1φ-100V 0.025KW L	1台
送風量	160CMH	静圧 10 mm Aq		送風量	450(CMH)	静圧 5 mm Aq	
(115) 排気送風機 (2~6.8F リフレッシュルーム)	[FE-18]			(128) 排気送風機 (B2F ゴミ置場)	[FE-31]		
型式	天井吊	1φ-100V 0.385KW L	6台	型式	ラインファン	#1 床置型 B 3φ-200V 0.04KW L	1台
送風量	165CMH	静圧 10 mm Aq		送風量	450(CMH)	静圧 10 mm Aq	
(116) 排気送風機 (7F 事務室)	[FE-19]			(129) デリベントファン (B1F 駐車場)	[DE-1]		
型式	ラインファン	#1 天吊型 B 3φ-200V 0.3KW L	1台	型式	ユニット型	B 1φ-100V 0.12KW L	3台
送風量	310CMH	静圧 10 mm Aq		送風量	CMH	ノズル 100φ 2方向吹出	
(117) 排気送風機 (7F デバック室)	[FE-20]			(130) エーカーテン (1F 風除室)	[AK-1]		

型 式	天井埋込型	1φ-100V	0.16kW L	5台	50φ × 200口/min × 75mH	付属品：相フランジ 防振装置 他一式共
送風量	1,920CMH				(7) 揚水ポンプ (雑用水)	[PW-2]
(131) 電気制御フィルタユニット	[FU-1]	1φ-100V	0.127kW L	7台	多段渦巻型 ナイロンコーティング仕様	5.5kw 3φ-200V 2基 B2F
型 式	天井埋込型				40φ × 150口/min × 75mH	付属品：相フランジ 防振装置 他一式共
送風量	900CMH				(8) 揚水ポンプ (雑用水)	[PW-3]
(132) 排煙機 (非常用EV乗降ロビー)	[FSM-1]	#4 床置型	3φ-200V	5.5kW S	片吸込渦巻型 ナイロンコーティング仕様	1.5kw 3φ-200V 2基 B2F
型 式	遠心ファン				40φ × 150口/min × 10mH	付属品：相フランジ 防振装置 他一式共
送風量	14,400CMH	静 壓	50 mm Aq		(9) スプリンクラーポンプ	[PF-1]
(133) 排煙機 (B1F 地下駐車場)	[FSM-2]	#3 1/2 床置型	3φ-200V	5.5kW L	スプリンクラー用 ユニット型	30kw 3φ-200V 1基
型 式	遠心ファン				100φ × 900口/min × 116mH	付属品：制御盤 呼水槽 他一式共
送風量	10,800CMH	静 壓	65 mm Aq		(10) 泡消火用ポンプ	[PF-2]
(134) 排煙機 (B1F 廊下)	[FSM-3]	#3 天吊型	3φ-200V	5.5kW L	泡消火用 ユニット型	3.7kw 3φ-200V 1基 B2F 消火ポンプ室
型 式	遠心ファン				125φ × 1,400口/min × 85mH	
送風量	12,000CMH	静 壓	75 mm Aq		付属品：自動交互運転装置内蔵 着脱装置 水中ケーブル 他一式他	
(134) 空冷ヒートポンプパッケージ (9階レストラン)	[AC-1~6]				(11) 汚水ポンプ	[PD-1]
空冷ヒートポンプパッケージ室外機					水中ポンプ	5.5kw 3φ-200V 1組
3 衛生設備					80φ × 300口/min × 20mH × 2台	
(1) 受水槽	[TW-1]				付属品：自動交互運転装置内蔵 着脱装置 水中ケーブル 他一式他	
FRP 製 複合板パネルタンク 2槽式 耐震: 1.0G 有効容量: 47口					(12) 潜水ポンプ	[PD-2]
寸 法: (1.5m+1.5m) 5.0 × 4.0 × 3.0mH 中仕切板 5.0m × 4.0mH					水中ポンプ	1.5kw 3φ-200V 2組
付属品：鋼製架台 (溶融亜鉛メッキ仕上げ)、施錠式マンホール、内外タップ 他一式共					50φ × 150口/min × 20mH × 2台	
(2) 受水槽 (雑用水)	[TW-2]				付属品：自動交互運転装置内蔵 着脱装置 水中ケーブル 他一式他	
FRP 製 複合板パネルタンク 2槽式 耐震: 1.0G 有効容量: 20口					(13) オーターカーラー	[W-1]
寸 法: (2.0m+2.0m) 4.0 × 2.0 × 3.0mH 中仕切板 2.0m × 3.0mH					埋込型	5.0kw 1φ-100V
付属品：鋼製架台 (溶融亜鉛メッキ仕上げ)、施錠式マンホール、内外タップ 他一式共					冷水能力 30t/H	
(3) 高架水槽	[TW-3]					
FRP 製 複合板パネルタンク 1槽式 耐震: 1.5G 有効容量: 9口						
寸 法: 4.0 × 2.0 × 2.0mH						
付属品：鋼製架台 (溶融亜鉛メッキ仕上げ)、施錠式マンホール、内外タップ 他一式共						
(4) 高架水槽 (雑用水)	[TW-4]					
FRP 製 複合板パネルタンク 1槽式 耐震: 1.5G 有効容量: 7口						
寸 法: 3.0 × 2.5 × 2.0mH						
付属品：鋼製架台 (溶融亜鉛メッキ仕上げ)、施錠式マンホール、内外タップ 他一式共						
(5) 消火用充水槽	[TF-1]					
鋼板製 有効容量: 200t 板厚: 4.5t 寸法: 0.6 × 0.6 × 0.8mH						
内部アルミニウム溶射						
付属品：点検口 鋼製架台 (溶融亜鉛メッキ仕上げ) 他一式他						
(6) 揚水ポンプ	[PW-1]					
多段渦巻型 ナイロンコーティング仕様 7.5kw 3φ-200V 2基 B2F						

3. 合同庁舎

1 電気設備

(1) キュービクル形受変電設備

①引込盤	1面	取引用変成器(VCT)	1台	6600V/50A				
②受電盤	1面	断路器		(7.2KV400A) ×1台				
③饋電盤	2面	真空遮断器		(7.2KV600A) ×1台				
④コンデンサ盤	3面	真空遮断器		(7.2KV400A) ×4台				
⑤低圧動力盤	4面	真空負荷開閉器		(6.6KV200A) ×3台				
⑥低圧電灯盤	4面	直流リアクトル		4.79Kvar ×3台				
		進相コンデンサ		79.8Kvar ×3台				
⑦発電電灯盤	3面	トランス		(6.6KV/210V 500KVA) ×2台				
⑧発電動力盤	1面	トランス		(6.6KV/105-210V 75KVA) ×2台				
		LBS(7.2KV 200AF)		×2台				
(2) 発電機設備		220V 300KVA 60Hz						
(3) 幹線設備			1式					
(4) 電灯設備		蛍光灯・白熱灯・街路水銀灯	1式					
(5) コンセント設備			1式					
(6) 放送設備		防災型アンプ・卓上型アンプ	1式					
(7) 時計設備			1式					
(8) インターホーン・ブザー設備			1式					
(9) テレビ共同聴視設備			1式					
(10) 火災報知機設備			1式					
(11) 避雷針設備			1式					

2 機械設備

(1) 温水ボイラー(浴室用)		105,000Kcal/h	1台					
(2) 消火ポンプ	7.5Kw		1台					
揚水ポンプ	7.5Kw		2台					
受水槽	1.8 ton	(2槽式)	1基					
高架水槽	1.2 ton		1基					
消防水槽	9 ton		1基					
(3) 空気調和設備	パッケージ式空調器							
①15Rebt 送風量	9,000m³/H		2台					
冷房能力	41,000Kcal/H							
暖房能力	25,800Kcal/H							

② 5Rebt 送風量	2,760m³/H	1台						
冷房能力	11,000Kcal/H							
暖房能力	8,600Kcal/H							
(4) 送風機設備								
シロッコ型片吸込式	11Kw	2台						
"	3.7Kw	2台						
(5) 空調機								
氷蓄熱ビル用マルチ	冷房能力 28KW	暖房能力 25KW	1台					
室内機 4方向			4台					
氷蓄熱ビル用マルチ	冷房能力 45KW	暖房能力 40KW	1台					
室内機 4方向			8台					
氷蓄熱ビル用マルチ	冷房能力 45KW	暖房能力 40KW	1台					
室内機 4方向			8台					
氷蓄熱ビル用マルチ	冷房能力 45KW	暖房能力 40KW	1台					
室内機 4方向			10台					
空冷ヒートポンプビル用マルチ	冷房能力 14KW	暖房能力 16KW	1台					
室内機 4方向			2台					
空冷ヒートポンプビル用マルチ	冷房能力 28KW	暖房能力 31.5KW	1台					
室内機(4方向・天井吊ほか)			9台					
空冷ヒートポンプビル用マルチ	冷房能力 28KW	暖房能力 31.5KW	1台					
室内機(2・4方向)			7台					
空冷ヒートポンプビル用マルチ	冷房能力 22.4KW	暖房能力 25KW	1台					
室内機 4方向			7台					
空冷ヒートポンプビル用マルチ	冷房能力 22.4KW	暖房能力 25KW	1台					
室内機(2・4方向)			7台					
空冷ヒートポンプビル用マルチ	冷房能力 22.4KW	暖房能力 25KW	1台					
室内機 4方向			4台					
空冷ヒートポンプビル用マルチ	冷房能力 22.4KW	暖房能力 25KW	1台					
室内機 4方向			4台					
空冷ヒートポンプビル用マルチ	冷房能力 33.5KW	暖房能力 37.5KW	1台					
室内機 4方向			6台					
空冷ヒートポンプビル用マルチ	冷房能力 22.4KW	暖房能力 25KW	1台					
室内機 4方向			3台					
空冷ヒートポンプビル用マルチ	冷房能力 28KW	暖房能力 31.5KW	1台					
室内機 4方向			6台					
空冷ヒートポンプビル用マルチ	冷房能力 28KW	暖房能力 31.5KW	1台					
室内機 4方向			9台					
空冷ヒートポンプビル用マルチ	冷房能力 33.5KW	暖房能力 37.5KW	1台					

室内機 4 方向			8 台
空冷ヒートポンプ ビル用マルチ 室内機（4 方向・ダクト）	冷房能力 56KW	暖房能力 63KW	1 台
空冷ヒートポンプ ビル用マルチ 室内機 4 方向	冷房能力 16KW	暖房能力 18KW	2 台・1 系統
空冷ヒートポンプ ビル用マルチ 室内機ダクト	冷房能力 45KW	暖房能力 50KW	4 台
ルームエアコン	冷房能力 2.2KW	暖房能力 2.5KW	1 台
自動制御設備			1 式

4 上中条分室

1 電気設備

(1) キュービクル形受変電設備		
①高圧開閉器	6.6KV	5台
②変圧器	6.6KV／220V 150KVA	1台
	6.6KV／210V／105V 30KVA	1台
(2) 電灯設備		297台
蛍光灯		4台
白熱灯		4台
屋外灯		4台
(3) コンセント設備		
(4) 時計設備		
(5) 警報表示器設備		
(6) 火災報知設備		
(7) 防火扉設備		

2 機械設備

(1) 温水ボイラー	(13A : GEC25TNR)	1台
(2) 冷温水ポンプ	(0.45□/min × 29m × 5.5Kw)	1台
(3) 給気・排気装置	全熱交換器	24台
	換気扇	30台
(4) 冷暖房機	ファンコイル(天井)	38台
	エアコン	3台
(5) 冷温水膨脹タンク	(200□)	1基
(6) 温水ボイラー補給水タンク	(1□)	1基

3 給排水衛生設備

(1) 受水槽・高架水槽	(10□・4□)	各1基
(2) 掃水ポンプ	(0.25□/min × 28m × 3.7Kw)	1台
(3) 厨房関係	貯湯式湯沸器	5台
(4) 衛生器具	フラッシュバルブ	21個
	水石鹼容器	16個
(5) 水栓金具		27個